

第6編

月形町

第3期子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

第6編 子ども・子育て支援事業計画目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の役割と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
(1)	「月形町子ども・子育て会議」の設置	2
(2)	行政機関内部の体制	2
(3)	子ども・子育てに関するニーズ調査の実施	2

第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況

1	人口・世帯の状況	3
(1)	人口動態	3
(2)	世帯の動向	6
2	結婚・就業の状況	8
(1)	未婚率（女性）	8
(2)	平均初婚年齢	8
(3)	女性の就業状況	9
3	子育て環境	10
(1)	子どもの教育・保育環境	10
(2)	児童・生徒の状況	11
(3)	子育て支援サービス	12
(4)	子ども・子育てをめぐる問題の動向	15
(5)	母子保健事業	16
4	第2期計画の振り返り	18
5	ニーズ調査（アンケート）結果	29
(1)	調査の概要	29

(2) ニーズ調査結果と課題	・・・・・・・・	30
第3章 基本理念・視点・目標		
1 行動計画の基本理念	・・・・・・・・	35
2 計画の基本的な視点	・・・・・・・・	36
3 基本目標	・・・・・・・・	37
(1) 地域における子育て支援の充実	・・・・・・・・	37
(2) すべての子どもと家庭への健康の確保及び増進	・・・・・・・・	37
(3) 子どもの心身の健やかな成長を育む教育環境の整備	・・・・・・・・	37
(4) すべての家庭への子育て支援の推進	・・・・・・・・	37
(5) 子育てを支援する生活環境の整備	・・・・・・・・	38
第4章 子ども・子育て支援の取組・事業		
1 施策の体系	・・・・・・・・	39
2 推計人口	・・・・・・・・	44
3 具体的施策	・・・・・・・・	45
資料編		
月形町子ども・子育て会議条例・規程等	・・・・・・・・	77

1 本計画表中の「年」及び「年度」の期間について

○「年」・・・・・・・・1月1日から12月31日まで

○「年度」・・・・・・・・4月1日から翌3月31日まで

の集計データとなります。

2 本計画表中の「平成31年4月1日」は「令和元年4月1日」と表記しています

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年制定）等に基づき、総合的な施策が講じられてきました。

しかし、少子化は依然として進み、子どもや子育てをめぐる環境は厳しいことから、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て支援法」など、子ども・子育て関連 3 法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が制定されました。

市町村には、国の指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、給付・事業の需要見込み量、提供体制の確保内容及びその実施時期等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

月形町では、子どもの成長・子育て支援に関する総合的な計画である「次世代育成支援行動計画」と、幼児期における学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画である「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定しております。

令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」については、第 2 期計画の内容に加え、「子ども・子育て支援法」「児童福祉法」等の法令及び関連指針等の改正に伴う事項を反映させて計画を策定します。



2 計画の役割と位置づけ

「月形町第3期子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定される計画で、乳幼児期の保育・教育、妊産婦の相談支援、子育て支援等についての具体的な量の見込みを算出し、提供体制の確保を図るほか、次世代育成支援対策推進法に基づき、妊娠期から青少年期まで切れ目のない総合的な支援を推進するための各施策の目標や方向性を定めます。

その際には、町の最上位計画である、令和7年度を始期とする「月形町第5次総合振興計画」との整合性を図ります。

3 計画の期間

子ども・子育て支援法の規定に基づき、本計画は5年間を計画期間とします。

第1期計画 平成27年度から令和 元年度まで

第2期計画 令和 2年度から令和 6年度まで

第3期計画 令和 7年度から令和11年度まで

4 計画の策定体制

（1）「月形町子ども・子育て会議」の設置

本計画の策定にあたっては、保護者、教育、保育の関係者、児童福祉関係者等により構成する「月形町子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。



（2）行政機関内部の体制

月形町では、子ども・子育て支援策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「月形町子ども・子育て支援事業計画策定庁内委員会」を設置し、全庁的な体制の下に、計画策定を進めました。

（3）子ども・子育てに関するニーズ調査の実施

月形町の子ども・子育てに関するさまざまな基礎的データを収集するため、令和6年7月に、「子ども・子育てに関するニーズ調査（就学前児童・小学生）」を行い、本計画策定の資料としました。

第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口動態

① 総人口と人口構成割合の推移

令和6年4月1日現在の住民基本台帳による月形町の総人口は、2,791人となっています。このうち、15歳未満の年少人口は194人で、総人口の7.0%です。

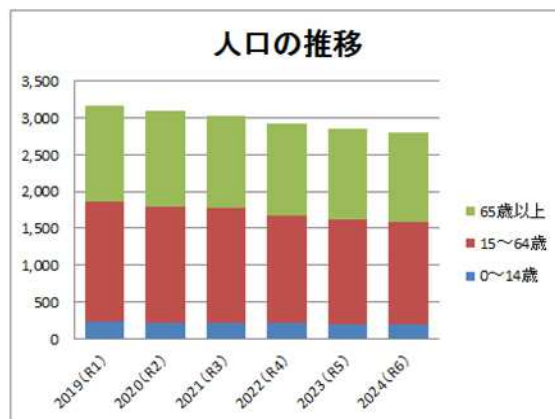
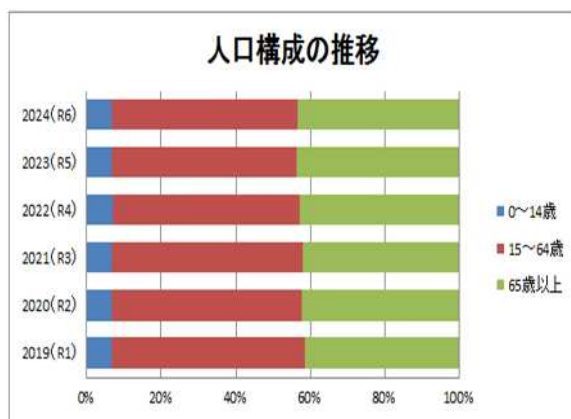
また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、1,386人で総人口の49.7%、65歳以上の老年人口は、1,211人で43.4%となっています。

総人口に占める年少人口の割合は年々減少し、一方で老年人口の割合は年々増加しています。

■人口構成の推移

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口 (0～14歳)	人	221	211	209	210	195	194
	%	7.0	6.9	6.9	7.2	6.9	7.0
生産年齢人口 (15～64歳)	人	1,630	1,567	1,553	1,461	1,413	1,386
	%	51.6	50.9	51.4	50.2	49.7	49.7
老年人口 (65歳以上)	人	1,309	1,302	1,262	1,242	1,237	1,211
	%	41.4	42.3	41.7	42.6	43.5	43.4
総人口	人	3,160	3,080	3,024	2,913	2,845	2,791
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(住民基本台帳各年4月1日)



② 子どもの人口

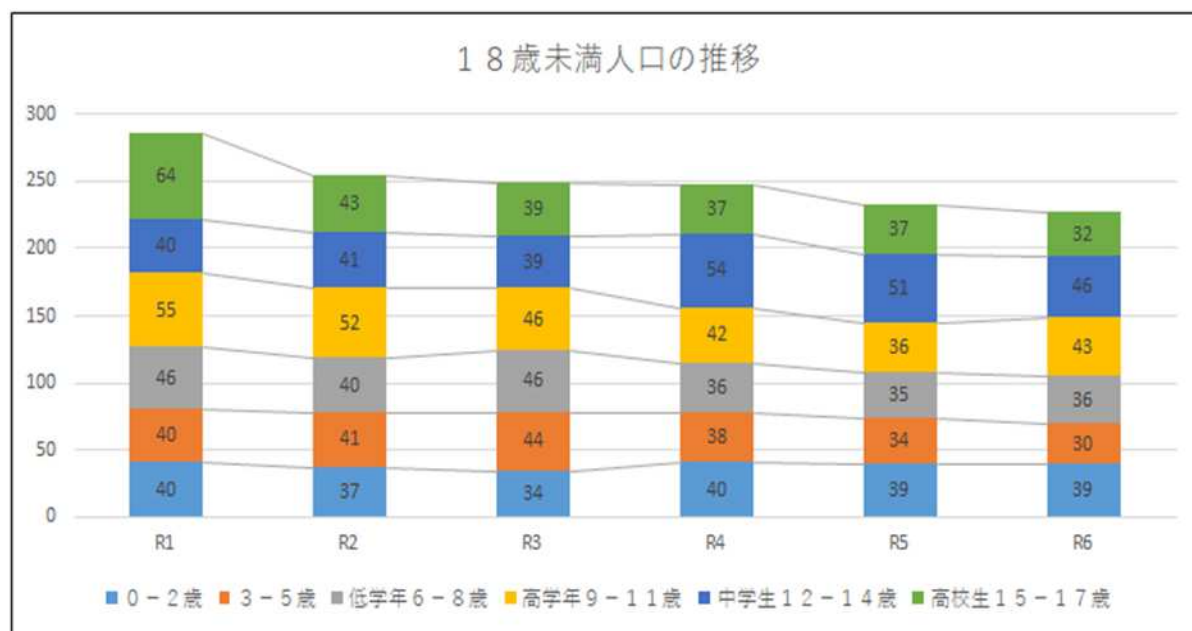
本町の18歳未満の人口は、減少傾向が続いています。

■ 18歳未満人口の推移

(人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0-2歳	40	37	34	40	39	39
3-5歳	40	41	44	38	34	30
就学前人口小計	80	78	78	78	73	69
低学年6-8歳	46	40	46	36	35	36
高学年9-11歳	55	52	46	42	36	43
小学生小計	101	92	92	78	71	79
中学生12-14歳	40	41	39	54	51	46
高校生15-17歳	64	43	39	37	37	32
18歳未満人口合計	104	84	78	91	88	78

(住民基本台帳各年4月1日)



③ 出生数等の推移

合計特殊出生率は全国平均を上回っていますが、現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安である人口置換水準2.07には程遠い状況にあります。

■出生数等の推移

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出産 (人)	出産数	8	16	15	8	11
	死産	0	0	0	0	0
	新生児死亡	0	0	0	0	0
	周産期死亡	0	0	0	0	0
婚姻 (件)	婚姻件数	33	28	31	24	17
	離婚件数	4	8	5	7	4

※資料：月形町

■合計特殊出生率

	H25～H29	H30～R4
月形町	1.34	1.34
北海道	1.30	1.21
全国	1.43	1.33

※資料：厚生労働省人口動態統計特殊報告

注) 人口置換水準：長期的に人口が増加も減少もしない出生水準 2.07

注) 合計特殊出生率：その年次中、「15～49歳」の女性が過去1年間出生した子の合計を、1人の女性が生涯に産む子どもの数とみなしたものの。



(2) 世帯の動向

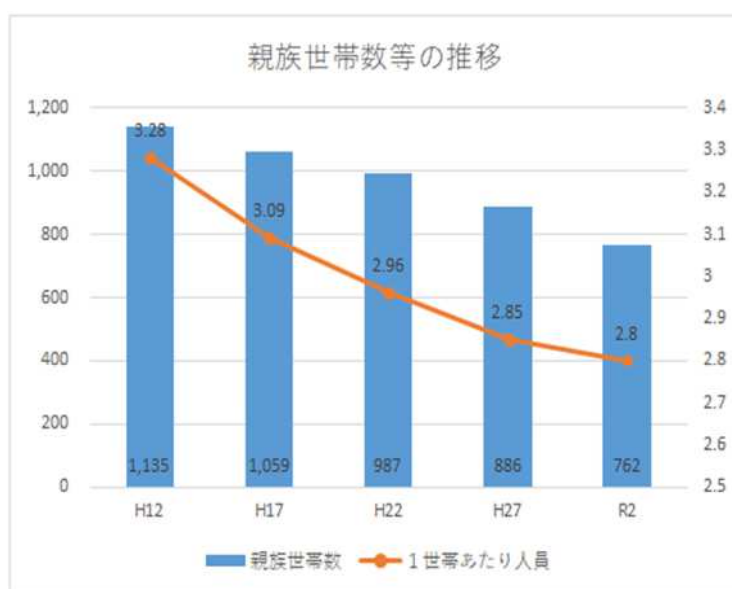
① 世帯数と平均世帯人員の推移

親族世帯の数と1世帯あたり人員は、ともに減少傾向にあります。

■ 世帯数と平均世帯人員の推移

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
親族世帯数	1,135	1,059	987	886	762
1世帯あたり人員	3.28	3.09	2.96	2.85	2.80

*資料：国勢調査



■ 国勢調査における世帯の種類の分類

世 帯	一般世帯	A：親族世帯	I：核家族世帯
			II：その他の親族世帯
		B：非親族世帯	
		C：単独世帯	
	施設等の世帯		

注) 親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

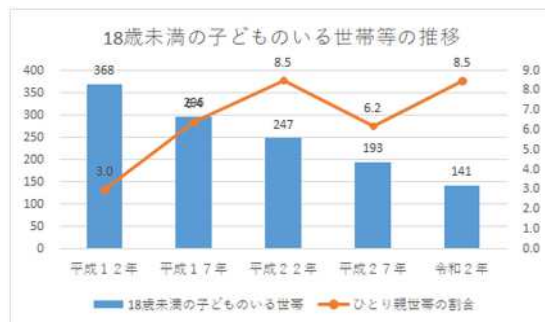
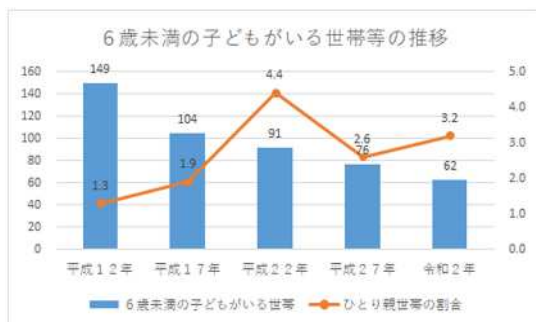
② 子どものいる世帯の世帯類型

一般世帯（親族世帯）、子どものいる世帯ともに減少傾向にあるなかで、ひとり親世帯の割合は減少しておらず、令和2年では、6歳未満の子どもがいる世帯では3.2%（2世帯）、18歳未満では8.5%（12世帯）となっています。

■世帯構成の推移

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数(親族世帯) (A)		1,135	1,059	987	886	762
6歳未満の子どもがいる世帯 (B)		149	104	91	76	62
B/A(%)		13.1%	9.8%	9.2%	8.6%	8.1%
	核家族世帯 (a)	99	75	74	61	56
	a/B(%)	66.4%	72.1%	81.3%	80.3%	90.3%
	ひとり親世帯(c)	2	2	4	2	2
	c/B(%)	1.3%	1.9%	4.4%	2.6%	3.2%
	三世代・その他家族世帯(b)	50	29	17	15	6
b/B(%)		33.6%	27.9%	18.7%	19.7%	9.7%
18歳未満の子どもがいる世帯 (C)		368	296	247	193	141
C/A(%)		32.4%	28.0%	25.0%	21.8%	18.5%
	核家族(d)	214	201	177	146	115
	d/C(%)	58.2%	67.9%	71.7%	75.6%	81.6%
	ひとり親世帯(f)	11	19	21	12	12
	f/C(%)	3.0%	6.4%	8.5%	6.2%	8.5%
	三世代・その他家族(e)	154	95	70	47	26
e/C(%)		41.8%	32.1%	28.3%	24.4%	18.4%

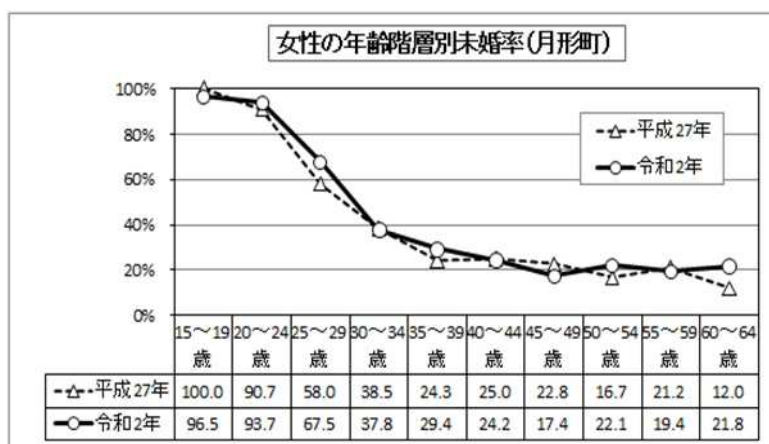
*資料：国勢調査



2 結婚・就業の状況

(1) 未婚率（女性）

平成27年と令和2年の国勢調査データを比較すると、平成27年の方が未婚率の高い年代もありますが、令和2年では特に25～29歳、35～39歳の年代で上昇しており、全体として未婚率が高くなっています。



(2) 平均初婚年齢

北海道の平均初婚年齢は、全国より若干低い傾向ですが、夫、妻ともに横ばいの状態が続いています。

■平均初婚年齢の推移

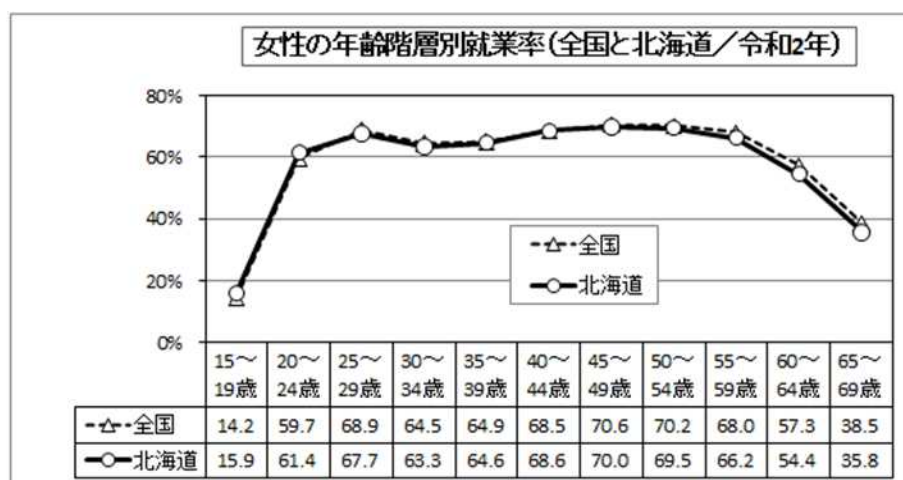
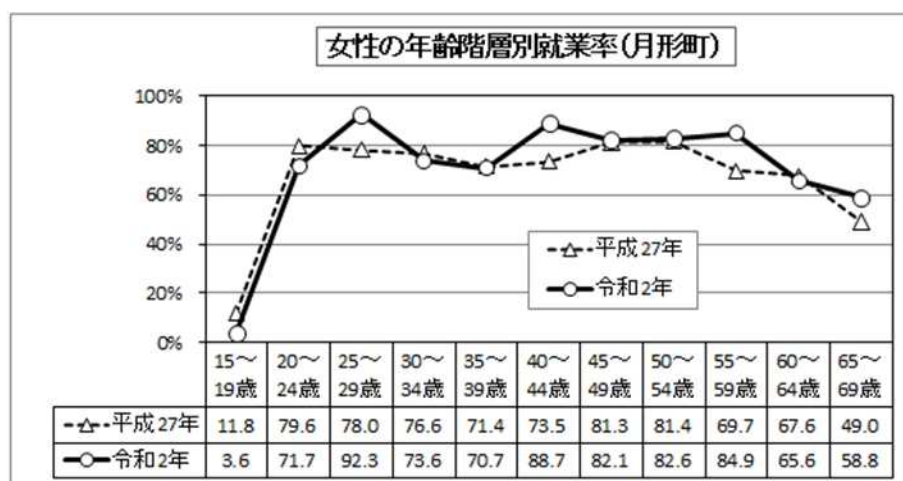
年	夫		妻	
	北海道	全国	北海道	全国
平成30年	30.8	31.1	29.5	29.4
令和元年	30.8	31.2	29.5	29.4
令和2年	30.7	31.0	29.4	29.4
令和3年	30.5	31.0	29.4	29.5
令和4年	30.8	31.0	29.6	29.7

*資料：人口動態統計

(3) 女性の就業状況

令和2年の国勢調査から月形町の女性の就業状況をみると、20歳から59歳までの各年代で70%以上と高い状況となっています。

また、令和2年は25～29歳、40～44歳の年代で約9割の女性が就業しており、平成27年より著しく上昇しています。



3 子育て環境

(1) 子どもの教育・保育環境

令和6年4月1日現在における本町の保育施設は、認定こども園が1か所です。各年における保育サービスの利用状況は次の表のとおりです。

① 認定こども園

■こども園の児童数の推移

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども園数		1	1	1	1	1	1
定 員 (3号認定：0,1,2歳)		30	30	30	30	30	30
入所児童数		18	18	10	20	30	30
産休明け～6か月							
	0歳児	1	1	2	6	2	4
	1歳児	8	4	4	9	15	10
	2歳児	9	13	4	5	13	16
定 員 (2号認定：3,4,5歳)		31	31	31	31	31	31
入所児童数		27	33	38	33	28	30
	3歳児	9	11	15	5	7	15
	4歳児	9	10	10	17	5	7
	5歳児	9	12	13	11	16	8
定 員 (1号認定：3,4,5歳)		19	19	19	19	19	19
入所児童数		15	8	5	4	5	2
	3歳児	4	0	4	3	2	1
	4歳児	8	3	1	1	2	1
	5歳児	3	5	0	0	1	0
保育士数		19	21	22	20	21	23
	うちパート	1	9	10	9	11	14
	待機児童数	0	0	0	0	0	0
定員合計		80	80	80	80	80	80
利用児童数合計		60	59	53	57	63	62
入所率		75.0%	73.8%	66.3%	71.3%	78.8%	77.5%
障がい児 保育	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用児童数	3	4	4	2	5	5

*資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

注）1号認定：3歳以上の幼稚園の利用対象の子ども（教育標準時間認定）

注）2号認定：3歳以上の保育所の利用対象の子ども（保育認定）

注）3号認定：0歳から2歳の保育所の利用対象の子ども（保育認定）

② 就学前児童の教育・保育の状況

令和6年度の本町の就学前児童の教育・保育の状況は次の表のようになります。
3歳になると、全員がこども園を利用しています。

■年齢別就学前教育・保育状況

区分	人数	こども園利用者	割合	家庭保育等	割合
0歳	11	4	36%	7	64%
1歳	11	10	91%	1	9%
2歳	17	16	94%	1	6%
3歳	14	14	100%	0	0%
4歳	8	8	100%	0	0%
5歳	8	8	100%	0	0%

*資料：保健福祉課（4月1日現在）

（2）児童・生徒の状況

本町の小学校・中学校の児童、生徒数等は次の表のとおりです。

■児童・生徒数等



区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小 学 校	学校数	1	1	1	1	1	1
	学級数	6	6	6	6	6	6
	児童数	96	88	84	71	64	74
	特別支援学級数	3	3	4	4	4	4
	児童数	5	4	4	5	5	6
	教員数	15	16	15	16	17	16
中 学 校	学校数	1	1	1	1	1	1
	学級数	3	3	3	3	3	3
	児童数	39	41	40	49	48	43
	特別支援学級数	0	1	2	3	2	1
	児童数	0	1	2	4	3	2
	教員数	12	12	13	14	13	11

*資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 子育て支援サービス

月形町認定こども園「花の里こども園」に併設され、子育てに関する相談や子ども・保護者の交流と学びの場となっています。

① 子育て支援センター

■利用者数等

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
子育て支援センター 一般開放	延利用人数	819	1,216	428	19	37	32
cou-cou (令和3年度より開始)	開催日数	-	-	3	9	5	4
	延参加人数	-	-	13	48	34	41
	1回平均人数	-	-	4	5	7	10
しろくまちゃん ・こくまちゃん あそびの広場	開催日数	34	33	18	16	19	14
	延参加人数	94	107	64	71	76	36
	1回平均人数	3	3	4	4	4	3
たのしい☆えいご	開催日数	8	9	7	5	1	0
	延参加人数	16	21	16	3	2	0
	1回平均人数	2	2	2	1	2	0
お母さんの おしゃべりカフェ	開催日数	4	2	1	3	3	2
	延参加人数	20	21	6	12	7	3
	1回平均人数	5	11	6	4	2	3
おやこDEキッチン	開催日数	4	4	4	3	1	1
	延参加人数	10	15	13	5	1	2
	1回平均人数	3	4	3	2	1	2
子育て講演会	開催回数	1	新型コロナウイルス 感染症拡大防止のため中止		0	0	0
	1回平均人数	22	-	0	0	0	0
合計	利用延人数	162	164	112	139	120	82
	利用延日数	51	48	33	36	29	21

*資料：保健福祉課

■実施内容

支援センターの開放	安心できる子どもの遊びの場及び保護者の交流の場の提供 ○開放時間 9:00～16:00 ○事前の申し込み不要、利用者名簿に記入
あそびの広場 (しろくまちゃん・ こぐまちゃん)	0歳から就学前の児童、各回定員15名、 月2～3回開催、子育て講座を実施
たのしい☆えいご	満2歳から就学前の児童、月1回開催、英語の歌を歌ったり 英語を使用したゲームで遊びます
お母さんの おしゃべりカフェ	就学前児童のお母さん同士の情報交換、ストレス解消の場として 茶話会を開催、子どもは別室にて保育の配慮、年3～4回開催
おやこDEキッチン	1歳6ヶ月から就学前の児童、年3～4回開催、親子で料理を行い、 美味しくいただきます
子育て講演会 (子育て広場)	子育てに関する学習の機会、普及・啓発、地域ぐるみの子育て ネットワーク、年1回開催
子育て相談	随時受付、担当保育士等が希望者と面談
在園児との交流	園行事（クリスマス会、雪まつりなど）に参加、散歩やリズム遊びなど園児 との交流を図る
広報活動	しろくまちゃんだよりの発行、LINEでの周知、子育てカレンダーの発行、 子育て支援制度ハンドブックの発行

*資料：保健福祉課

② 放課後児童クラブ（学童保育所きららクラブ）

学童保育所きららクラブは、月形町交流センター内に設置されています。小学6年生まで利用できますが、1年生から3年生が主に利用しています。

■放課後児童クラブの状況（各年5月1日現在）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童クラブ数	1	1	1	1	1	1
対象児童数	101	92	88	76	69	80
在籍者数	28	25	28	28	26	31
在籍割合（％）	27.7	27.2	31.8	36.8	37.7	38.8

*資料：保健福祉課

③ 青少年団体等の状況

■子ども会等の状況（各年4月1日現在）

区分	各種団体				各種団体	
	子ども会		スポーツ少年団		PTA	
	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
令和元年度	8	139	2	18	2	103
令和2年度	8	133	2	11	3	156
令和3年度	8	128	2	20	3	142
令和4年度	8	127	2	16	3	143
令和5年度	8	120	2	15	3	123
令和6年度	8	124	2	12	3	133

*資料：教育委員会

④ 公園の整備状況

■公園の整備状況（令和6年4月1日現在）

公園名	所在地	遊具	砂場	ベンチ	水のみ場	トイレ
赤川児童公園	赤川1	○		○		
北陽団地児童公園	北農場1	○		○		

*資料：保健福祉課



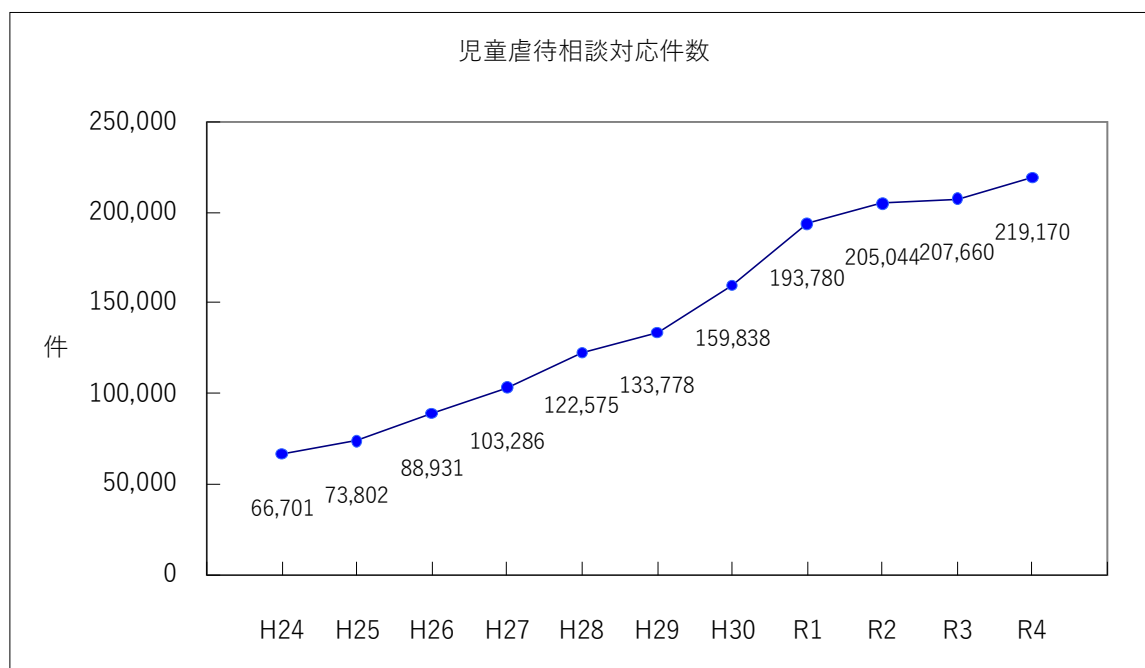
(4) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

① 児童虐待相談取り扱い件数

全国的に児童虐待防止対策や社会的養護の充実に向けた取り組み強化を図っていますが、児童虐待相談対応件数は年々増加しています。

月形町では、計画期間中、虐待相談はありませんでした。

■児童相談所での児童虐待相談対応件数（全国）



*資料：厚生労働省

② 不登校等の状況

■小・中学校のいじめ・不登校・事故被害件数（単位：件）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
いじめ件数	5	13	6	10	29	22
不登校件数	0	2	0	3	2	1
子どもの事故・被害件数 (交通事故)	0	0	0	0	0	0

*資料：教育委員会

③ 民生委員・児童委員

■民生委員・児童委員

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民生委員児童委員数	14	14	14	14	14	14
主任児童委員数	2	2	2	2	2	2

*資料：保健福祉課

(5) 母子保健事業

① 定期健康診査の受診状況

■定期健康診査の受診状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
乳児健診	対象者数(人)	46	43	77	70	45	53
	受診者数(人)	44	42	69	60	45	51
	受診率(%)	96%	98%	90%	86%	100%	96%
1歳6ヶ月健診	対象者数(人)	14	12	10	21	16	12
	受診者数(人)	14	11	10	18	16	12
	受診率(%)	100%	92%	100%	86%	100%	100%
3歳児健診	対象者数(人)	11	19	12	11	14	17
	受診者数(人)	11	18	11	8	14	17
	受診率(%)	100%	95%	92%	73%	100%	100%

* 資料：保健福祉課

■乳幼児歯科健康診査の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
1歳6ヶ月健診	受診者数(人)	12	10	7	18	16	12
	う歯あり(人)	1	0	0	0	1	0
	罹患率(%)	8%	0%	0%	0%	6%	0%
3歳児健診	受診者数(人)	11	17	9	8	13	17
	う歯あり(人)	3	0	2	0	3	0
	罹患率(%)	27%	0%	22%	0%	23%	0%

* 資料：保健福祉課



② 母子保健健康相談等の状況

■訪問相談等の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
母子健康手帳交付	交付件数	10	21	11	15	15	10
妊産婦訪問指導	訪問件数(実人数)	10	13	18	9	14	13
新生児訪問指導	訪問件数(実人数)	3	2	1	0	1	0
乳児訪問指導	訪問件数(実人数)	8	11	17	9	13	13
乳幼児栄養相談	開催回数	11	11	11	11	12	11
	人数	88	79	103	89	109	101

③ 乳幼児医療費支給状況

*資料：保健福祉課

■乳幼児等医療費支給状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
受給者証交付件数(件)	216	261	255	239	238	238
医療費支給件数(件)	3,603	2,783	2,976	3,340	3,626	3,117
支給額(千円)	6,869	5,533	6,089	6,199	8,196	7,873
1件当たり平均額(円)	1,906	1,988	2,046	1,856	2,260	2,526

④ 小児科交通費助成状況

*資料：住民課

■小児科交通費助成状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
助成件数(件)	723	553	551	709	978	1,000
支給額(千円)	1,113	643	554	709	978	1,000

⑤ 不妊治療費助成状況

*資料：住民課

■一般不妊治療費助成状況(※)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
助成件数(世帯)	2	2	2			
助成額(千円)	54	33	242			

*資料：保健福祉課

■特定不妊治療費助成状況(※)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
助成件数(世帯)	2	2	1	4	5	3
助成額(千円)	395	300	111	328	482	324

*資料：保健福祉課

(※) 令和4年度から不妊治療を一般・特定と分類せずまとめて計上

4 第2期計画の振り返り

第2期計画（令和2年度から令和6年度）の具体的施策の主な取り組み状況は以下のとおりです。

具体的施策1 地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

○認定こども園の運営

令和3年度に社会福祉法人札親会から社会福祉法人雪の聖母園へ運営が変更となりましたが、きめ細やかな保育サービスを引き継ぐことで、個々の子どもの様子などの把握に努めています。

また、国の保育料無償化対象外となる3歳未満児の保育料無償化、3歳以上児の給食費無償化を実施し、子育て支援の充実を図っています。

○学童保育所の運営

児童数が減少する中、学童保育所を利用する児童の割合は増加し需要が高まっていることから、支援員の処遇面の改善を図るなどの環境を整備し、安心して利用できる学童保育所づくりに努めています。

○親子や子どもの遊び場の提供

お話しボランティアグループによるお話し会や古本市の実施により、読書機会の場を提供し、小さい頃から本を読む習慣が育まれるように努めています。

○ブックスタート事業

町内に在住する乳幼児に絵本のプレゼント(2冊)を行っており、乳幼児と保護者との良好なコミュニケーション形成を図っています。

○子育てサロン（まんまるひろば）

保護者のニーズに合わせ、ピアノリトミックやベビーマッサージ、クッキングや季節の行事等を行っており、子育てサロン実施時に行う母親への聞き取りや実施後のアンケートを行うことによりニーズの把握に努めています。

また、2歳以上の在宅で過ごす子どもや家庭の状況把握のため、子育て支援センター事業への参加や、出産後の母親交流等を目的に妊婦（プレママクラブ）と共同で実施しています。

○地域における子育て支援サービスの充実（子育て支援センター）

月に数回程度、就学前児童を対象とした「あそびの広場」や、保護者同士で日々の情報交換や子育ての悩みを共有できる就学前児童の母親を対象とした「おしゃべりカフェ」などを実施し、育児相談やあそびの場の充実、育児支援の充実を図っています。

子育て支援センターは、核家族化が進み子育ての悩みへの相談や少子化に伴う子ども同士の遊びの場所として必要な施設であり、子育てをする世帯の情報交換の場としても有意義な施設です。

○どさんこ子育て特典制度

北海道の事業で、道内の協賛店を利用する際に、特典などのサービスを受けることができます。

② 保育サービスの充実（地域子ども・子育て支援事業）

○こども園

地域子ども・子育て支援事業として花の里こども園に子育て支援センターを併設し、地域子育て支援拠点事業を実施しています。

○利用者支援事業

令和３年度に保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設しています。

○延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定（２・３号認定）を受け、花の里こども園に在籍し、日中から継続して保育されている児童で、保護者の残業、不規則な就労形態、その他やむを得ない事情により、保育時間の延長が必要な児童について、通常の利用時間以外に認定こども園で保育を実施しています。

○放課後児童健全育成事業

学童保育所

○乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

○一時的保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行っています。

【今後の取組の方向性】

☆ 乳幼児期の教育・保育の充実と学齢期までの切れ目のない支援の維持・向上に取り組むとともに、幼児教育・保育の場の確保や幼児教育・保育を担う人材の確保を推進します。

☆ 多様な保育ニーズへの対応に向け、実施施設の確保等に取り組みます。

具体的施策2 すべての子どもと家庭への健康の確保及び増進

① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

○妊産婦健康診査受診料助成・妊産婦健康診査交通費助成

すべての妊産婦に対し14枚の受診券交付と、エコー検査の助成を8回、妊産婦の健康管理の充実と妊娠・出産に伴う経済的負担軽減を目的に、妊産婦健診交通費の助成をしています。

○乳幼児健診

定期健診を4か月・7か月・10か月・12か月・1歳半・3歳の時に行い、その他希望者には2歳児健診、2歳半の歯科健診時にも健診会場に来てもらい、母子の状況を把握しています。

健診の事後、経過観察となった児に対しては必要性や家庭の希望に応じて定期以外のタイミングでも健診を実施し、その時の発達状況に合わせた支援や判断に繋げています。

○むし歯予防対策

乳幼児健診時に歯科健診を実施し、1歳以上の希望者にフッ素塗布を行っています。3歳以降の歯科健診受診者は少数ですが、むし歯のない子表彰を実施し、むし歯予防の健康教育は花の里こども園で実施しています。花の里こども園と小学校で「フッ化物洗口」を導入しています。

○予防接種

定期予防接種は、保健センターより予診票を渡しています。乳幼児法定予防接種は岩見沢市内の小児科に委託しており、経済的負担軽減のため、交通費の助成も実施しています。任意予防接種は、インフルエンザ接種費用の助成を行っています。

○新生児聴覚検査費用助成

赤ちゃんの耳の聞こえに異常がないかを早期に発見するための検査費用を助成しています。また、出生時の100%が受検しています。

○小児法定予防接種通院交通費助成

町外病院での小児法定予防接種時の通院経費を助成（15歳未満を対象とした予防接種を対象）しています。

○家庭訪問・来所・電話相談

妊娠期は原則3回の面談を行い、体調の確認や各種相談に対応しています。また、出産後はすべての家庭に訪問し、産後の母親支援、子どもの成長発達の確認をしています。

○股関節脱臼検査

月形町立病院に委託し、生後3か月以降に診察とレントゲン撮影の両方を実施しています。赤ちゃん訪問時に検査の説明と受診を勧奨して、4か月健診時に受診状況を確認しています。

○出産後すくすくコール

妊娠後期受診券交付時の面談で、説明と希望の有無を確認し、希望者には産後2週間頃に電話連絡により、心配事や困っていることの相談対応、訪問日の調整等を確認しています。

○プレママクラブ（母親学級）

懇談会、乳児とのふれあい体験、ベビーマッサージ、妊婦のスキンケア等を実施しており、希望者に育児指導として、沐浴やオムツ替え、衣服の着脱について個別対応をしています。町内の妊婦が知り合う場や、町内での育児について、産後の生活を想像する機会となっています。

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

○不妊治療費助成、不育症治療費助成

子どもを産み育てたいと願っているご夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、治療費の一部を助成しています。

また、令和5年度から不妊治療費助成事業に不育症治療費助成事業を加え、「不妊治療費等助成事業」として実施しています。

○保健対策の充実

妊娠届出時にアンケートをとり、飲酒、喫煙の実態把握を行い、喫煙防止に関する保健指導を実施しています。

また、各学校において、月形刑務所や警察署、人権擁護委員などの外部講師による薬物乱用の防止教室、情報モラル、人権教室などの授業を実施しています。

中学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校を拠点として小学校にも派遣し児童生徒への心のケアに取り組んでいます。

③ 「食育」の推進

○乳幼児栄養指導

乳幼児健診時に個別による栄養相談、栄養指導を実施し、保護者に寄り添った相談、指導を行っています。発達段階に合せ、栄養士による専門的な個別指導も行っています。また、子育てサロンにおいて年に数回親子調理実習を行っています。

○こども園における食の指導

園芸保育を通じて、食物の命と自分の命の繋がりから、生きることに繋がり、命の大切さを伝えており(菜園、田植え、稲刈り、調理)、また、保育士、栄養士の食育の集まりで、食事のマナー、食への感謝、世界の国々の料理、日本の郷土料理など幅広く伝えています。食材への興味、食べたいものを増やし、食事を楽しむことへ繋げています。

○学校における食の指導

栄養教諭を中心に給食を通し「食に関する指導」を実施しています。小学校のみならず中学校においても実施しており、児童生徒等を通し保護者等へも取り組み等が浸透してきています。

④ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

○地域ネットワークの構築、推進

会議の構成員にこども園の保育士、小学校・中学校・高校の教員が含まれている「障がい者自立支援ネットワーク会議」は、障がいを持つ子どもの情報共有や連携が図れる場となっています。

○民生委員児童委員・主任児童委員活動

民生委員児童委員は各担当地域での相談、主任児童委員は全町的な児童福祉に関する専門的な事項をそれぞれ担当しています。地域住民に対し、情報提供や関係機関と連携協力しながら活動を行っています。

【今後の取組の方向性】

☆ 引き続き、保健センターや認定こども園などにおいて、子どもに対する悩みや子育てに対する相談をしやすい環境づくりに努め、子育て家庭との関わりを持てる事業を実施していきます。

具体的施策3 子どもの心身の健やかな成長を育む教育環境の整備

① 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

○学力の向上

小学校4名(うち英語1名)、中学校1名(英語)の「5名」の非常勤講師を配置し、TT(ティーム・ティーチング)や少人数指導等を通し「きめ細やかな指導」に取り組んでいます。特に、「外国語」指導にあっては、小学校低学年では「英語活動」、小学校中学年で「外国語活動」、小学校高学年で「外国語科」の授業で、非常勤講師の効果的な取り組みをもとに指導計画を作成するなど指導方法の研修を進めるとともに、中学校非常勤講師による小学校への授業参加等、積極的に取り組みしています。

○豊かな人間性の育成

子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを目的とし「月形町子どものいじめ防止条例」を制定するとともに、各学校長及びPTAの代表、警察及び児童相談所等と連携した「月形町いじめ問題対策連絡協議会」を設置するなど未然防止に努めています。

また、各学校における独自アンケート等の取り組みのほか、小中高の児童生徒が自ら諸問題について意見交換できる場として「月形町仲間づくりこども会議」において意見交換しています。

○体験学習の充実

JA 青年部協力のもと、田植え・稲刈りの学習体験を実施し、自ら栽培・収穫した「お米」を給食を通じて食することで、「食育」の推進につなげています。また、小学校では学校敷地内で学年別に野菜の栽培に取り組むとともに、「地域学習発表会」で成果をまとめたものを地域の方々に発表するなどの取り組みを行っています。

中学校では、町内の福祉施設等の協力のもと、職業見学や職業体験学習を行い、キャリア教育の充実を図る取り組みを行っています。

○体力、運動能力の向上とスポーツ活動の支援

小学生を対象とした社会体育事業（走り方教室、ダンススクール、運動教室（幼児・児童）、ミニバレーボール大会）の実施により、子どもたちの運動能力向上に繋がっています。

また、スポーツ大会の全道大会・全国大会に出場する児童生徒に対し、補助金を交付し支援を行っています。

○教職員の資質の向上

各種研修会に積極的に参加するよう努めています。また、「月形町教育振興会」において町内各学校が連携を図るべく「部会」を通じ意見交換等を行うとともに、公開研究大会では実践授業を行い教員の指導力の向上を図る取り組みを行っています。

また、「外国語活動」にあっては中学校の非常勤講師が小学校に出向くなど授業を通じ資質の向上に努めています。

○幼児教育への支援

新就学及び特別支援等において、情報共有を図り、幼少期からの継続した支援や適切な教育環境の確保に努めています。教育的活動（絵画教室、リズム、和太鼓、園芸など）に加え、ALT（外国語指導助手）によるネイティブな外国語や外国文化に触れる活動を支援しています。また、社会教育事業では、4歳児以上の未就学児童を対象とした運動教室を年間を通して開催し、楽しみながら運動する環境づくりと体力・運動能力向上に努めています。

② 家庭や地域の教育力の向上

○家庭教育フォーラム

毎年PTA連合会と教育委員会が連携し講演会を実施し、保護者等を対象に家庭教育に関する学習機会と情報提供を行っています。また、PTA連合会に対し補助金を交付し、事業支援を行っています。

【今後の取組の方向性】

- ☆ 引き続き、豊かな人間性を育むことができる学びの場や支援環境を提供します。
また、小学校における放課後の安心・安全な居場所を提供するとともに、子どもたちが放課後の時間を過ごすことができるよう、人材の確保や質の向上など、更なる充実に取り組みます。
- ☆ 地域において、子どもや家庭が孤立しないよう、居場所づくりや体験機会を提供するとともに、地域とより一層の連携を図ることで、地域で育む環境づくりに取り組みます。

具体的施策4 すべての家庭への子育て支援の推進

① 仕事と子育ての両立の推進

○男女共同参画の推進

町の広報紙により、啓発の取り組みを行っています。

○仕事と子育ての両立の推進

こども園の2号認定・3号認定は、延長保育を含め12時間開園し、短時間保育認定の時間帯を2種類設定することにより、短時間で働く保護者の仕事内容に合わせて選択でき、より利用しやすい形にしています。1号認定も地域柄仕事がある母親が多いため、夏・冬・春の長期休業日は設けず、1年を通じて利用できるよう設定しています。

学童保育所については、支援員の処遇面の改善を図るなど、安心して子どもが利用できるような体制整備に努めています。

○利用者負担額（保育料）の軽減拡充

こども園では、国の保育料無償化（3・4・5歳児）に加え、令和2年より無償化対象外である0・1・2歳児についても町独自で保育料無償化を実施しています。

また、学童保育所では、多子世帯の負担軽減を図るため、2人目以降の保育料を半額への減額を実施しています。

○こども園給食費の無償化

こども園の給食費を町独自で無償化しており、保育料無償化事業と併せて子育て世帯への経済的負担軽減を図っています。

② 支援が必要な児童への対応など、きめ細やかな取組の推進

○要保護児童対策地域協議会の活用

児童虐待や要保護児童の対応について、関係機関で情報提供や連携、協力する目的で会議を実施します。会議には民生委員、児童委員の他、児童相談所職員、こども園職員など適宜、必要な関係機関の職員が参加しています。情報提供の目的で関係機関にケース連絡を実施しています。

○乳幼児健診等の活用

乳幼児健診の4か月健診時にアンケートを実施し、保護者の悩みや不安の傾聴、育児負担がある場合には子育てサロンや一時保育、産後ケア事業の利用勧奨などを行い、保護者のリフレッシュを促し、育児負担感の増や虐待を未然に防ぐための取組を実施しています。

また、乳幼児健診の4ヵ月、1歳半、3歳健診の問診票に、国が推奨する虐待に関する問診項目を追加し、虐待の早期発見を図っています。

○ひとり親家庭等の育児支援

就学・進学資金の貸付事務を実施しているほか、ひとり親に限定しない町内の育児サービスの情報提供などを実施しています。

○ひとり親家庭等医療給付事業

18歳未満の児童（大学就学等の場合は20歳未満）を扶養しているひとり親世帯を対象に医療費の一部を助成しており、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図っています。

○乳幼児等医療費給付事業

月形町に在住する満18歳の誕生日以降最初の年度末までの子どもにかかる医療費の自己負担分を全額助成しており、疾病の早期診断、早期治療の促進を図っています。

○乳幼児等医療機関通院交通費助成事業

月形町に在住する満15歳の誕生日以降最初の年度末までの子どもの町外医療機関受診時の通院交通費を助成し、保護者の負担軽減を図っています。

○子どもの予防接種無償化・交通費助成

18歳以下の子どもに必要な法定予防接種及びインフルエンザ予防接種について、全額無料で実施しています。また、中学生までの子どもが予防接種を受ける際の交通費を助成しています。

○要保護準要保護児童生徒就学援助

要保護世帯の実績は現在のところありませんが、準要保護及び特別支援の援助を執り進めています。

○特別支援教育の充実

「特別支援チーム会議」を通じ関係機関における情報共有を図っています。また、小学校では特別支援教育支援員を2名配置し、個の能力に応じた個別の授業とインクルーシブ授業（※）を併用しながら最適な学びを支援しています。

（※）一人一人の特性に応じた指導・支援や配慮をして、全ての子どもたちが同じ環境で一緒に学ぶこと

○障がい児保育の実施

こども園では障がい児を受入れており、保育士・保健師・関係機関と連携しながら子どもに必要な関わりを持ち、こども園で生活を送る中で支援が必要と判断した子どもに対しては、保護者との相談を密にし必要な支援へ繋がるように勧奨を行っています。また、就学に向けての話し合いや引き継ぎも各関係機関と連携しています。

○のびのび訪問事業

年6回、こども園に臨床心理士と保健師、障がい児サービス事務担当者で行き、こども園での生活の様子を観察、今後の対応等について検討しています。保護者には観察した子どもの様子を情報提供し、子どもの発達について相談を実施しています。障がい児支援サービスを利用している子どもについては、事業所との緊密な連携をし、身近な地域における支援体制の充実を図っています。保護者が希望する場合は、別日程やのびのび訪問時に児童の発達検査などを実施し、子どもの発達支援を検討する資料として活用してもらっています。

○子ども発達支援センター事業

発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び発達支援を受けることができるよう、岩見沢市が運営している「子ども発達支援センターつみき園」に対し、相談業務を委託しています。

○子ども・精神障害回復者訓練通所助成

ことばの教室、放課後等デイサービスへの通所に係る交通費を一部助成することにより、子育て世帯の経済的な負担軽減が図られています。

○子ども発達支援利用者負担額助成

児童発達支援・放課後等デイサービスの利用者負担額の一部を助成することにより、療育が必要な子育て世帯の経済的な負担軽減が図られています。

【今後の取組の方向性】

- ☆ 心身共に不安になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、引き続き妊産婦健康診査や産前産後の支援の早期対応を図ります。
- ☆ 保護者の負担感や不安感を軽減できるよう、子育て家庭への経済的負担や一時的な保育ニーズに応える預かりの場の拡充、地域において支えていく安心・安全な子育て環境の整備に努めます。
- ☆ 発達支援などに関する相談が増加している状況を踏まえ、相談から療育までの一貫した支援を推進します。

具体的施策5 子育てを支援する生活環境の整備

① 安全・安心な環境の整備

○街灯の維持管理への支援

市内の交通の安全や防犯、防犯対策として、街路灯の設置費及び電気料の1/2を補助しています。

また、LED灯設置費の2/3を補助してLED化の促進を図っています。

○公共施設のバリアフリー化等の推進

ブロック舗装をアスファルト舗装に変更するバリアフリー化の整備を進めています。また、道路の除排雪体制は通学路等の路線を重点に置き、歩きやすく、幅員のある通路を確保するように努めています。

② 安全・安心まちづくりの推進

○小学校交通安全教室

月形町交通安全指導員の指導のもと開催しており、小学校の全校生徒を対象に交通安全指導を行っています。また、「交通安全運動」における街頭啓発のほか、「交通安全パレード」等に児童生徒も参加することで交通安全への意識向上を図っています。

○児童生徒等の安全確保対策会議

交通安全週間に関係機関職員により児童生徒の交通安全街頭指導を実施しており、登校時の街頭指導は、月形町交通安全推進協会で行っています。

不審者情報があった場合は、防犯協会の協力を得て見回り活動を実施する等、関係機関と連携を図るとともに、地域が一体となって防犯意識向上に取り組んでいます。

○子どもの健全育成サポートシステム

月形町いじめ対策連絡協議会を開催し、警察と学校など関係機関で情報交換を行っています。また、学校で警察署職員を講師として招き、防犯教室、薬物防止教室等の取り組みを通じ、未然防止に努めています。

年に2回、小中高の生徒指導担当教諭と教育委員会で生徒指導連絡協議会を開催し、情報共有を行っています。

○サポートハウス事業

通学児童などに何か困ったことがあったときなど、積極的に助けを求めることが出来る一般家庭や事業所を「サポートハウス」として設置しています。また、防犯協会員による防犯パトロールを実施し、地域生活の安心を推進しています。

○地域子育て力強化事業

「せわすき・せわやき隊」を、民生委員児童委員協議会、教育委員会、保健福祉課で組織しており、夏と秋の交通安全街頭指導に合わせて登校時の見守りやあいさつ運動を実施しています。

○不審者情報の発信

管内の情報については振興局を通じ連絡を受け、速やかに関係機関への周知を図っています。学校及び保護者等から町内における情報を得たときは、必要に応じ各小中学校及び町防災部局等との連携を図り、適宜町内の見回り等を実施しています。

【今後の取組の方向性】

- ☆ 地域情報提供の充実、関係機関同士の連携、地域のネットワーク強化など、引き続き子育て支援の維持・向上に取り組みます。
- ☆ 個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、経済的な支援、子育てや生活支援、就労支援など、総合的な支援を実施するほか、ひとり親家庭の生活の安定に向けた取り組みも推進します。
- ☆ 児童虐待に対しては、引き続き、児童虐待防止対策や社会的養護の充実に向けた総合的な取り組みを強化するとともに、「子ども家庭総合支援拠点」の設置について、広域設置を含めて推進します。

5 ニーズ調査（アンケート）結果

（１）調査の概要

① 調査の目的

この調査は、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、計画を作成する際の資料とするために行いました。

② 調査対象及び調査方法等

1) 調査の構成	就学前児童をもつ保護者対象の調査(家庭単位) 小学生児童をもつ保護者対象の調査(家庭単位)
2) 調 査 対 象	就学前児童及び小学生児童全数
3) 調 査 地 域	町内全域
4) 配 付 数	就学前児童のいる家庭：58世帯 小学生のいる家庭：60世帯
5) 調査基準日	令和6年6月1日
6) 調 査 期 間	令和6年6月28日～令和6年7月12日
7) 調 査 方 法	調査票を郵送又はこども園を通して配布・回収

③ 回収結果

	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
1 配布数 (A)	58	60
2 回収数 (B)	40	38
3 回収率 $B \div A \times 100$	68.97%	63.33%

(2) ニーズ調査結果と課題

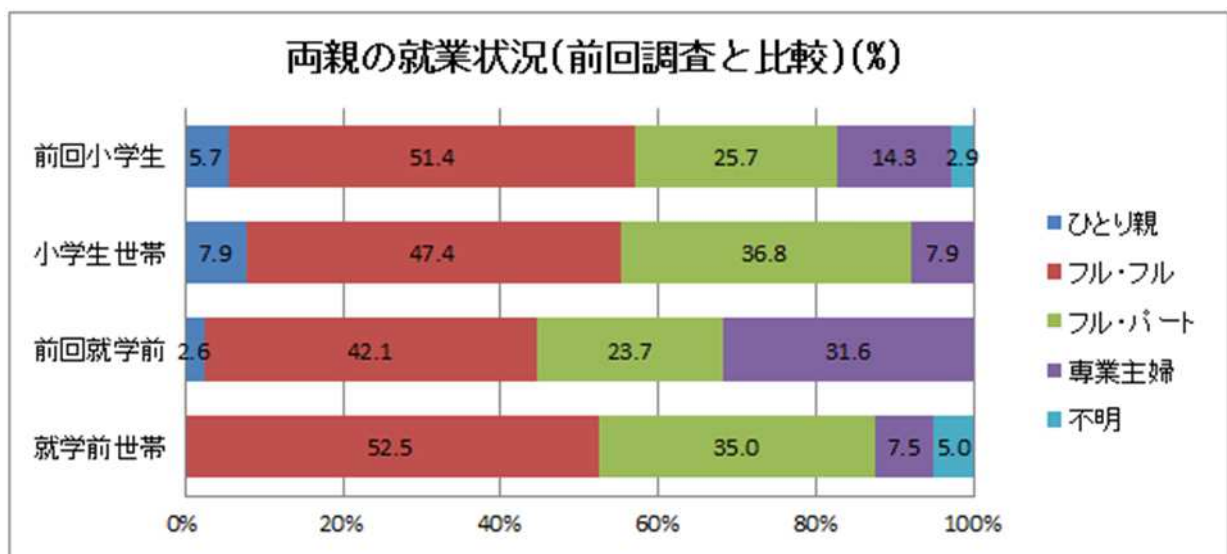
① 親族等の支援

ほとんどの世帯が、子どもを日常的にあるいは緊急時に親族や友達にみてもらえる状況にあります。しかし、「いずれもない」方が、就学前の子どもがいる家庭では9人（22.5%）、小学生のいる家庭では6人（13.6%）いることから、緊急時における支援が必要となります。

② 保護者の就労状況・子育てと就労を両立する環境

前回(5年前)の結果では、就学前世帯の31.6%、小学生世帯の14.3%が、母親が専業主婦の家庭でしたが、今回調査では就学前世帯の87.5%、小学生世帯の84.2%が共働き世帯でした。特に両親ともフルタイムで働いている世帯（グラフ中「フル・フル」と表示）は、就学前世帯の52.5%、小学生世帯の47.4%を占め、両親ともに多忙な世帯が増加している傾向にあります。

このような背景から、こども園（2号・3号）の利用者増や学童保育のニーズが高まっていることが考えられます。



また、平日の定期的な教育・保育の事業として全体の76%が認定こども園（1号認定、2号認定、3号認定）の利用を希望しておりますが、利用日数、利用時間、利用開始、利用終了時間とも現在と希望に差がなく、全員希望どおりに利用できていると考えられるため、現在の体制を継続することが必要です。

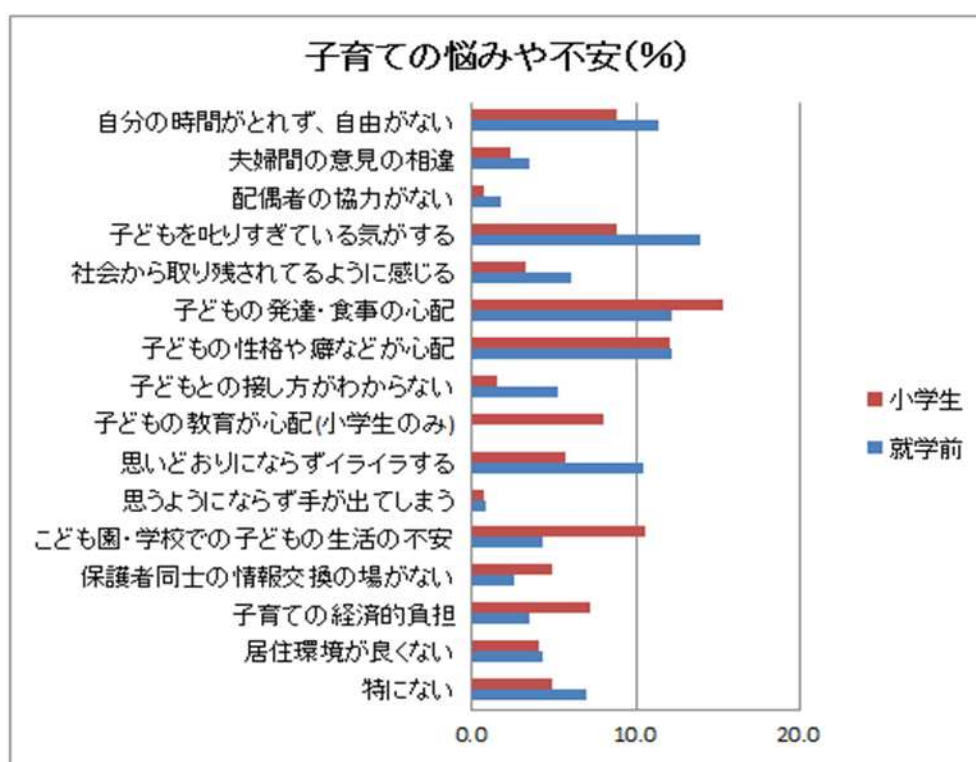
小学生のいる家庭では、子育てと仕事を両立するために重要なこととして、「職場の理解や協力が得られる」・「子育てに配慮した制度がある環境」・「学童保育の整備」・「配偶者や家族の理解や協力がある」ことなどを望んでおり、職場、行政、家庭それぞれの支援が必要となります。

③ 子育ての悩みと相談体制、情報提供

就学前の子をもつ保護者では「子どもを叱りすぎている気がする」が最も多く、叱り方の難しさを感じている保護者が多くいることが伺えます。また、「子どもの発達や性格などの心配」の他、「自分の時間がとれず、自由がない」・「思うようにならずイライラする」など育児への束縛感や不安感も多くみられます。

一方、小学生の子をもつ保護者では、前回調査では就学前と同様「子どもを叱りすぎている気がする」が最も多かったですが、今回は「子どもの発達・食事の心配」が最も多く、次いで「性格や癖などの心配」が多くなっていることが、大きな変化として見られます。また、「学校等での生活への不安」も多いことが、就学前とは対照的となっています。

そのような悩みや心配事をほとんどの保護者（就学前・小学生とも）は、配偶者や親・きょうだいなどに相談することが多くなっています。認定こども園、学校の先生、保健センターなどへの相談は約36%となっていますが、さらなる相談体制の充実、相談しやすい雰囲気づくりなどの工夫も必要となります。



④ 医療体制の充実や遊び場の充実

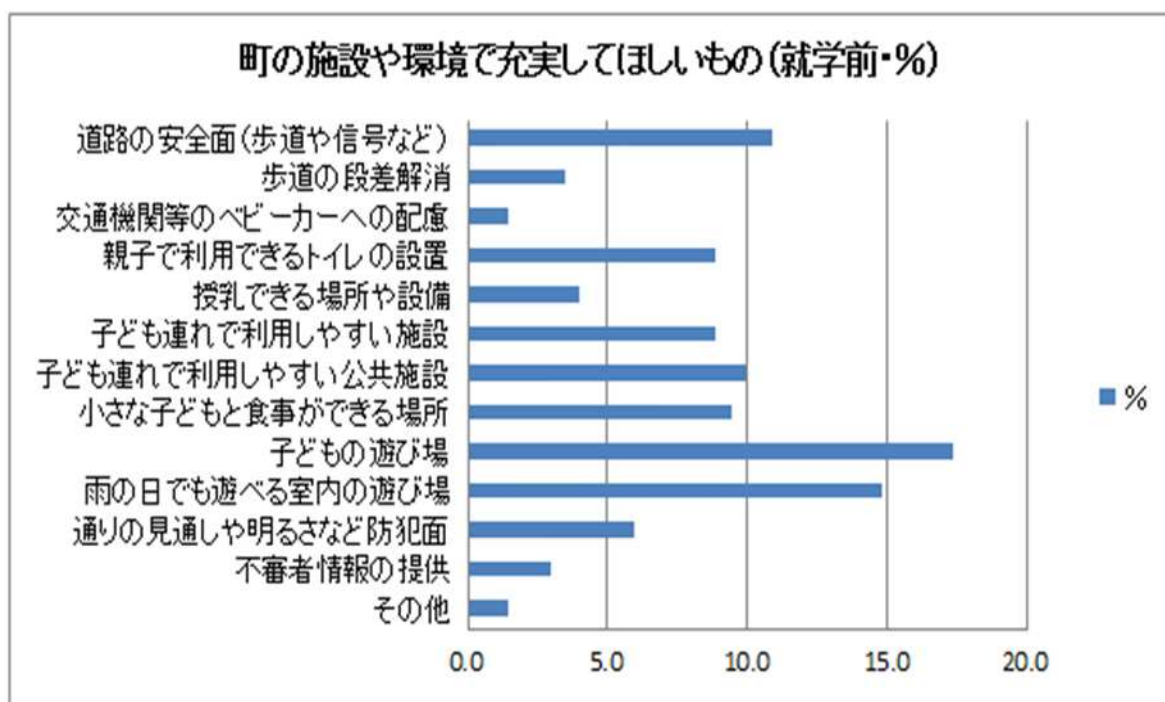
既に実施している事業で重要と感じられている項目は、就学前の子どもがいる家庭では「乳幼児等医療費助成」が79.8%、「保育料の無償化」が72.6%、「給食費の無償化」が54.9%、小学生のいる家庭では「乳幼児等医療費助成」が84.6%、「給食費の無償化」が64.2%となっています。

また、自由意見では、「小児科がない」などの意見もあります。

就学前の子どもを持つ保護者が町の施設等で充実してほしいところは、「子どもの遊び場」が最も多く、次いで「雨の日でも遊べる室内の遊び場」となっています。また、「子ども連れで利用しやすい施設」・「小さな子どもと食事ができる場所」・「親子で利用できるトイレ」の要望も多く見られ、前回と同じ傾向にあります。

一方、「道路の安全面」についての要望が前回と比較して多くなっていることから、通学路の安全などについて不安を感じている保護者も多くなっています。

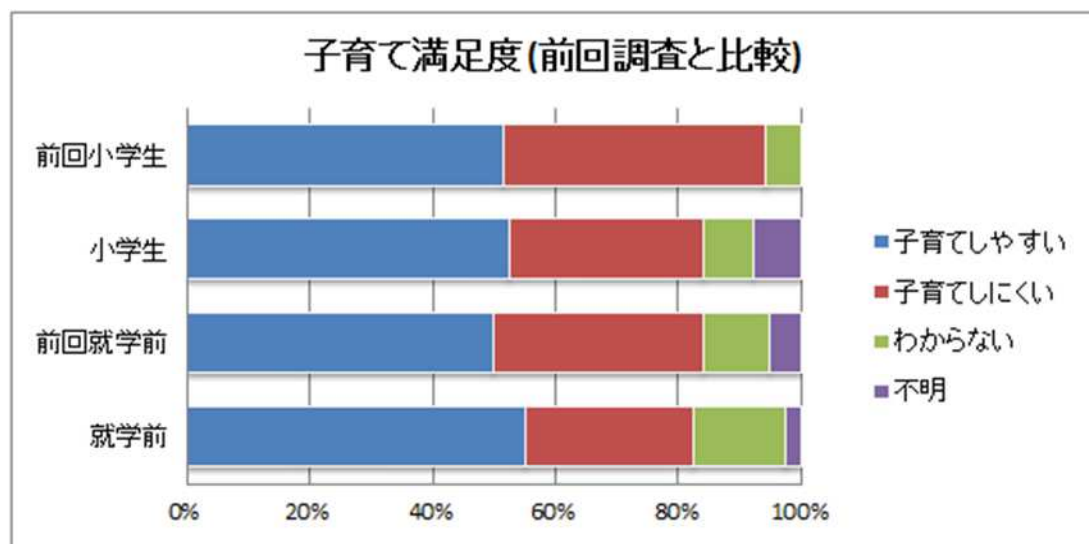
また、自由意見では、「通学路の雑草への対応」、「夜間の街灯の少なさ」などの意見もあります。



⑤ 地域子育て環境としての満足度

子育て満足度を前回調査と比べたところ、就学前の子をもつ保護者では55%が「子育てしやすい」と回答し、前回より若干高くなっています。また、小学生の子を持つ保護者も52.6%が子育てしやすいと回答してはいますが、前回からあまり変化はありません。

一方で、「子育てしにくい」と回答した保護者については、就学前・小学生ともに前回より減少はしているものの、約30%の方が回答していることから、今後は町に充実してほしいと希望のあった「雨や雪の日でも遊べる室内に遊具がある遊び場」、「子ども連れで利用しやすい施設」、「小さな子どもと食事ができる場所」など、子育て世帯への支援や環境の充実が必要となります。



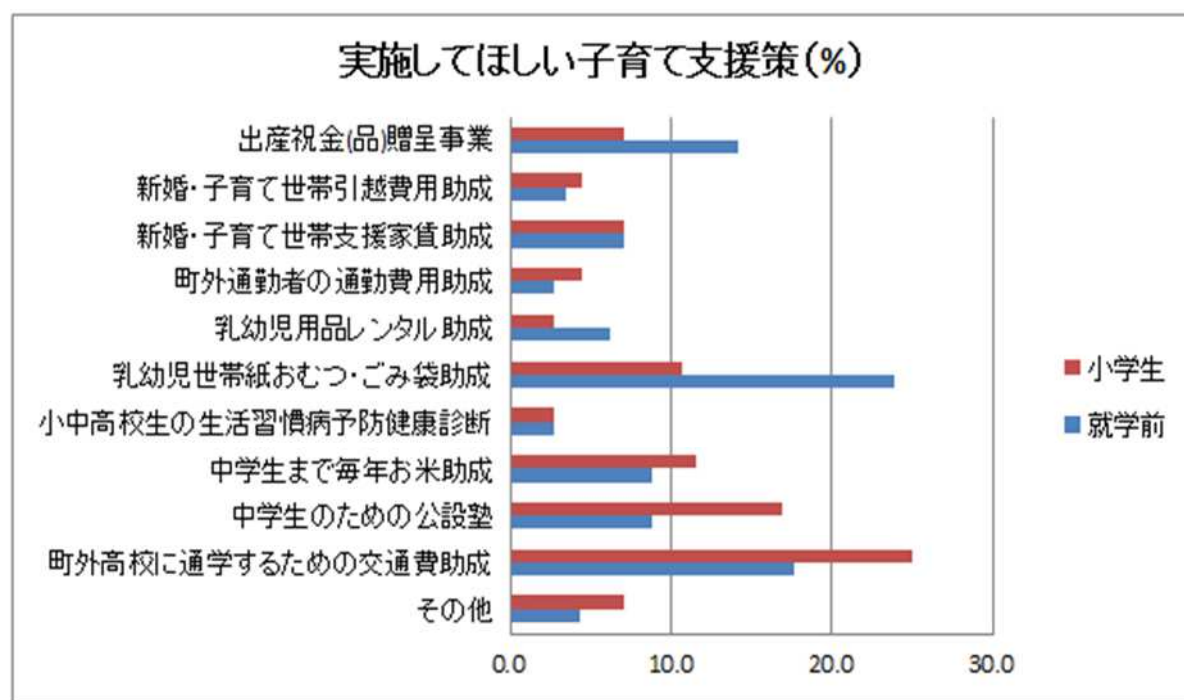
⑥ 放課後や休日の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方は、「自宅で家族と一緒に」に過ごす以外では、半数以上が習い事に通っています。高学年では学童保育所で過ごすことより学校のクラブ活動等に参加することのほうが多くなっています。また、休日では半数以上が「自宅で家族と一緒に」に過ごしています。

学童保育については、低学年の56.8%、高学年の23.3%が利用しています。

子育て支援策として望むものは、就学前の子をもつ保護者では「紙おむつ・ゴミ袋の助成」、小学生の子をもつ保護者では「町外高校に通学するための交通費助成」が最も多くなっています。

自由意見では、就学前の子をもつ保護者では「住宅補助の拡充」・「大学までの学費無償化」・「生活用品助成」など、小学生の子をもつ保護者では「高校までの給食費無償化」・「町営の塾開設」・「通塾への交通費助成」などの意見がありました。



第3章 基本理念・視点・目標

1 行動計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の月形町の担い手の基礎をなす未来への投資であり、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、保護者の多くは悩みや不安をかかえながら子育てを行っています。保護者も周囲のさまざまな支援を受けながら、実際に子育てを経験するなかで成長していくものであり、すべての家庭を対象に、こうした親育ちの過程を支援していくことが必要です。

行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させていくとともに、家庭、学校、地域、職域などあらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性を認識し、それぞれの場で役割を果たすことが重要です。

本町は「子どもと保護者と地域でつくる自然と笑顔あふれるまち」を基本理念とし、地域ぐるみで「子育て・子育ち・親育ち」の支援を継続し、豊富な自然環境の中で、子どもの生き生きとした笑顔あふれるまちづくりを推進します。

子どもと保護者と地域でつくる
自然と笑顔あふれるまち



2 計画の基本的な視点

次の視点により、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

なお、この視点を基本とした考え方の実現に向け、行政が最大の努力をはらうことはもとより、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等が連携を図りながら、積極的に取り組み、本計画の具体化に努めていく必要があります。

（１）子どもが最大限に尊重されるまちづくり

子どもは、乳幼児期に身近にいる人との愛着形成により、基本的な信頼感が芽生え、情緒的な安定が得られるとともに、心身の発達が促されていきます。

幼児期には、遊びを中心とした生活の中で、豊かな感性とともに好奇心や思考力が養われ、自己を取り巻く社会への感覚を養い、他者とのかかわりや基本的な生きる力を獲得していきます。また、学童期は、自立意識や他者への理解が進み、心身の成長が著しい時期です。

このような成長の過程を通して、一人ひとりがかけがえない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感が育まれる環境を整備していきます。

（２）保護者が子育てに喜びと自信がもてるまちづくり

保護者は、子育てについての第一義的責任があります。家庭は教育の原点であり、出発点です。

子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育ての責任を果たすことが出来るよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育ての負担や不安、孤立感を軽減し、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子どもや子育てに喜びや生きがいを感じることが出来るような支援をしていきます。

（３）地域社会全体による子育て支援のまちづくり

保健センターを拠点とし、教育委員会、認定こども園、学童保育所、子ども会、町内会等と連携を図り、地域全体での子育て支援を目指します。また、自然環境を考慮することや伝統的文化行事の実施など、地域に根ざした活動を十分に活用した子育て支援、次世代育成のための推進策を図ります。



3 基本目標

基本理念の実現をめざし、次の基本目標の下、施策を進めていきます。

(1) 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れるさまざまな子育て支援や「放課後の居場所づくり」、「自然の中で伸び伸びと子育てできる環境づくり」等を推進するとともに、引き続き子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) すべての子どもと家庭への健康の確保及び増進

安心して出産を迎え、また不安が少ない中で子育てをすることができるよう、妊娠早期から親子の健康管理や周囲の親子と交流する機会の提供を行い、孤立化せず、地域ぐるみで子育てを推進できるように支援します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

(3) 子どもの心身の健やかな成長を育む教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、引き続きさまざまな支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等の地域資源を活用し、子どもを生み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

(4) すべての家庭への子育て支援の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男女がともに働き方や就業体制を見直し、お互いに協力しあいながら子育てと仕事ができる環境を推進します。

また、児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、医療的ケアが必要な児童をふくめた障がい児等への支援を必要とする家庭や子どもに対して、利用ニーズを把握したうえで充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの理解を深め、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心して伸び伸びと活動ができる環境を整備します。

さらに安全に安心して外出することができる道路交通環境、公園等を含めた自然環境など、子育ての実態に配慮しながら、月形町総合振興計画に基づき整備を進めます。



第4章 子ども・子育て支援の取組・事業

基本理念と基本目標を踏まえ、計画を実現させていくため、主要施策と事業名を次のように整理しました。

1 施策の体系

基本理念	子どもと保護者と地域でつくる 自然と笑顔あふれるまち
------	-------------------------------

【基本目標】

1.	地域における子育て支援
2.	すべての子どもと家庭への健康の確保及び増進
3.	子どもの心身の健やかな成長を育む教育環境の整備
4.	すべての家庭への子育て支援の推進
5.	子育てを支援する生活環境の整備



基本目標			
	主要施策	事業名	
1. 地域における子育て支援			
(1) 地域における子育て支援 サービスの充実	1	認定こども園の運営	
	2	学童保育所の運営	
	3	放課後を過ごす場の提供	
	4	親子や子どもの遊び場の提供	
	5	ブックスタート事業	
	6	子育てサロン（まんまるひろば）	
	7	地域子育て支援拠点事業	
	8	どさんこ子育て特典制度	
(2) 保育サービスの充実 (地域子ども・子育て支援事業)	9	こども園	
	10	利用者支援事業	
	11	延長保育事業（時間外保育事業）	
	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
	14	放課後児童健全育成事業	
	15	子育て短期支援事業	
	16	乳児家庭全戸訪問事業	
	17	養育支援訪問事業	
	18	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	19	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	
	20	一時的保育事業	
	21	病児保育事業	
	22	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	
	23	子育て世帯訪問支援事業	
	24	児童育成支援拠点事業	
	25	親子関係形成支援事業	
	26	妊婦等包括相談支援事業	
	27	産後ケア事業	
	28	乳児等通園支援事業	

基本目標			
	主要施策	事業名	
2. すべての子どもと家庭への健康の確保及び増進			
	(1) 妊産婦・乳幼児に関する 切れ目のない保健対策の充実	2 9	妊産婦健康診査受診料助成
		3 0	妊産婦健康診査交通費助成
		3 1	乳幼児健診
		3 2	むし歯予防対策
		3 3	予防接種
		3 4	新生児聴覚検査費用助成
		3 5	小児法定予防接種料助成・小児法定予防接種通院交通費助成
		3 6	家庭訪問・来所・電話相談
		3 7	出産後すくすくコール
		3 8	プレママクラブ（母親学級）
	(2) 学童期・思春期から成人期に 向けた保健対策の充実	3 9	不妊治療費等助成
		4 0	保健対策の充実
	(3) 「食育」の推進	4 1	乳幼児栄養指導
		4 2	こども園における食の指導
		4 3	学校における食の指導
	(4) 子どもの健やかな成長を 見守り育む地域づくり	4 4	地域ネットワークの構築、推進
		4 5	民生委員児童委員・主任児童委員活動
3. 子どもの心身の健やかな成長を育む教育環境の整備			
	(1) 子どもの生きる力に向けた 学校の教育環境等の整備	4 6	学力の向上
		4 7	豊かな人間性の育成
		4 8	体験学習の充実
		4 9	体力、運動能力の向上とスポーツ活動の支援
		5 0	教職員の資質向上
		5 1	幼児教育への支援
	(2) 家庭や地域の教育力の向上	5 2	家庭教育フォーラムへの支援
		5 3	暴力（DV）への対応と未然防止

基本目標		
	主要施策	事業名
4. すべての家庭への子育て支援の推進		
	(1) 仕事と子育ての両立の推進	5 4 男女共同参画の推進
		5 5 仕事と子育ての両立の推進
		5 6 利用者負担額(保育料)の軽減
		5 7 こども園給食費の無償化
		5 8 学校給食費の無償化
		5 9 通学定期券購入費の助成
	(2) 支援が必要な児童への対応など、きめ細かな取組の推進	6 0 要保護児童対策地域協議会の活用
		6 1 乳幼児健診等の活用
		6 2 ひとり親家庭等の育児支援
		6 3 ひとり親家庭等医療給付事業
		6 4 乳幼児等医療費給付事業
		6 5 乳幼児等医療機関通院交通費助成事業
		6 6 要保護準要保護児童生徒就学援助
		6 7 特別支援教育の充実
		6 8 障がい児保育の実施
		6 9 のびのび訪問事業
		7 0 子ども発達支援センター事業
		7 1 子ども・精神障害回復者訓練通所助成
		7 2 子ども発達支援利用者負担額助成
		7 3 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業
		7 4 巡回児童相談

基本目標		
	主要施策	事業名
5. 子育てを支援する生活環境の整備		
	(1) 安全・安心な環境の整備	7 5 街灯の維持管理への支援
		7 6 公共施設のバリアフリー化等の推進
	(2) 安全・安心まちづくりの推進	7 7 小学校交通安全教室
		7 8 児童生徒等の安全確保対策会議
		7 9 サポートハウス事業
		8 0 地域子育て力強化事業
		8 1 不審者情報の発信
		8 2 キッズゾーンの設置

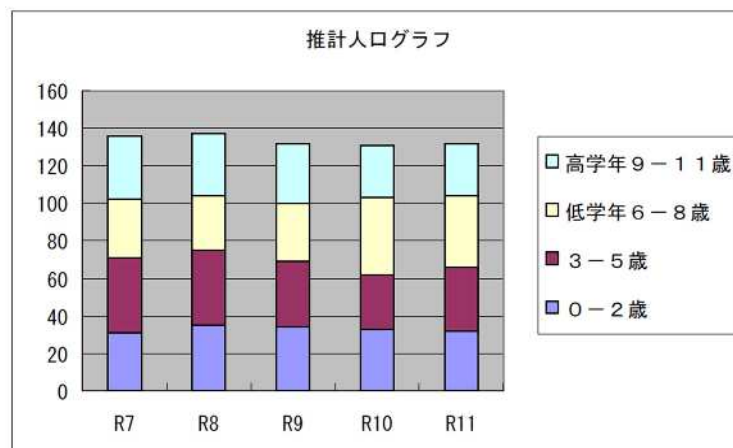
2 推計人口

(単位：人)

年齢	実績値	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	11	11	11	11	10	10
1歳	11	13	12	12	12	11
2歳	17	7	12	11	11	11
3歳	14	16	7	12	11	11
4歳	8	15	15	7	11	11
5歳	8	9	18	16	7	12
小計	69	71	75	69	62	66
6歳	16	6	8	17	15	6
7歳	9	16	6	8	18	16
8歳	11	9	15	6	8	16
9歳	14	10	8	14	6	8
10歳	10	15	11	8	15	6
11歳	19	9	14	10	7	14
小計	79	65	62	63	69	66
合計	148	136	137	132	131	132
0歳(再掲)	11	11	11	11	10	10
1～2歳(再掲)	28	20	24	23	23	22
3歳(再掲)	14	16	7	12	11	11
4～5歳(再掲)	16	24	33	23	18	23
3～5歳(再掲)	30	40	40	35	29	34
低学年(再掲)	36	31	29	31	41	38
高学年(再掲)	43	34	33	32	28	28

令和6年度実績：住民基本台帳人口（4月1日時点）

令和7年度以降：推計値（コーホート変化率法）



3 具体的施策

具体的施策1 地域における子育て支援

1－（１）地域における子育て支援サービスの充実

- 近年、核家族化が進む中、身近に相談できる人や協力できる人が少なくなったことから、育児の孤立化等が進み、育児負担感や不安が増える傾向にあります。
- 専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実が求められています。
- 保護者や地域と共に育むことができるよう、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていく必要があります。

【目標・方向性】

- ▼ 「命の大切さを知り、自然を愛し、郷土を愛する心を育む」、「どんな困難にも挫けず、たくましく生きていく力を育む」ことができる保育を目指し、保育体制の充実を更に推進していきます。
- ▼ 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援の維持・向上に取り組むとともに、幼児教育・保育の場の確保や幼児教育・保育を担う人材の確保を推進します。
- ▼ 多様な保育ニーズへの対応に向け、一時的保育や預かり保育などの子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援の推進を図ります。

～主な事業・施策

NO	事業名 【担当課局】	事業内容
1	認定こども園運営 【保健福祉課】	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）と地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を併せ持つ認定こども園として指定管理で運営されています。
2	放課後児童クラブ （学童保育所）運営 【保健福祉課】	きららクラブの愛称で親しまれており、就労等の理由により保護者が昼間不在となる家庭の小学校児童に対し、遊びや生活の場を確保し健全育成を図る事業です。 児童の保護者が安心して仕事等ができ、児童の健全育成を促し、利用ニーズに対応できる体制整備を行います。 一時的保育については、利用区分の整理を行いつつ多様なニーズへ対応を図ります。支援員の確保のため、運営体制や雇用条件の見直し及び放課後児童支援員資格の取得を進めていきます。

3	放課後を過ごす 場の提供 【保健福祉課】 【教育委員会】	児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる場の整備について検討します。
4	親子や子どもの 遊び場の提供 【教育委員会】	子育てをしている親や子どもが自由に利用できる場の提供について、図書館等公共施設の有効活用を検討していきます。 お話サークルの紹介や、図書館の利用への波及効果もあります。古本市、おはなし会、日曜開館を通して親子で絵本に触れる機会を増やしています。
5	ブックスタート事業 【教育委員会】	乳幼児健診時に絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行い、絵本を通して親子のふれあいや、本の素晴らしさの理解を深め、育児教育の充実を推進します。
6	子育てサロン (まんまるひろば) 【保健福祉課】	町内の親子が気軽に集い、交流を深め、友達づくりや、育児の情報交換ができる場所を提供します。 在宅で過ごす子どもが減少していることから、対象者を概ね2歳以下とし、適正な実施回数とすることと、内容を対象児や母親のニーズに合うよう検討します。他事業での子育て支援についても関係機関と情報共有や役割分担をしながら実施していきます。
7	地域子育て支援 拠点事業 (子育て支援センター) 【保健福祉課】	子育て支援センターを地域で子育てを支援する拠点として位置づけ、子育て家庭に対し、育児相談や講座、情報の提供を行います。
8	どさんこ子育て 特典制度 【保健福祉課】	協賛店を利用する際に、保健センターから配布されるカードを提示すると各種サービスを受けられます。

1－（２）保育サービスの充実（地域子ども・子育て支援事業）

- ☐ ニーズ調査で、子どもを育てながら働くために重要な就労環境として最も求められていたのは、「職場の理解や協力が得られる」、次いで「保育サービスや学童保育の整備」でした。
- ☐ 安心して働くことのできる環境の整備や多様なニーズに応じたサービスの充実が求められています。また、保育需要の高まりに対応するため、長く働き続けられる職場環境を整え、人材確保の対応が求められています。
- ☐ 学齢期の子ども・青少年が過ごす場所として、小学生は、全児童を対象として誰もが利用できる放課後児童クラブなどがありますが、中・高校生世代になると、安心して気軽に集い、自由に活動できる空間が少なくなります。

【目標・方向性】

- ▼ こども園の保育料については、国が行う保育料無償化に合わせて、町独自で0・1・2歳児についても無償化を行い、子育て世帯が働きやすい環境の整備を更に推進していきます。
- ▼ 一人ひとりの発達に沿った丁寧な保育を提供し、幼児教育においての小学校との連携を図り、障がい児保育の受入れを充実していきます。
- ▼ 保育環境の適切な配慮を行い、感染症対策を含めた対策を充実させていきます。
- ▼ 児童の発達段階に応じたきめ細かな対応や、障がいのある児童など特別な配慮を要する児童に対する支援を強化します。
- ▼ 放課後児童健全育成事業の質の維持・向上のため、人材確保を支援する取り組みを継続するとともに、研修等により育成を図っていきます。
- ▼ すべての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、学童保育所など放課後のより良い環境づくりに取り組みます。



～主な事業・施策

9 認定こども園

〔認定こども園実績（単位：人）〕

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども園数		1	1	1	1	1	1
定 員 (3号認定：0,1,2歳)		30	30	30	30	30	30
入所児童数		18	18	10	20	30	30
	産休明け～6か月						
	0歳児	1	1	2	6	2	4
	1歳児	8	4	4	9	15	10
	2歳児	9	13	4	5	13	16
定 員 (2号認定：3,4,5歳)		31	31	31	31	31	31
入所児童数		27	33	38	33	28	30
	3歳児	9	11	15	5	7	15
	4歳児	9	10	10	17	5	7
	5歳児	9	12	13	11	16	8
定 員 (1号認定：3,4,5歳)		19	19	19	19	19	19
入所児童数		15	8	5	4	5	2
	3歳児	4	0	4	3	2	1
	4歳児	8	3	1	1	2	1
	5歳児	3	5	0	0	1	0
保育士数		19	21	22	20	21	23
	うちパート	1	9	10	9	11	14
待機児童数		0	0	0	0	0	0
定員合計		80	80	80	80	80	80
利用児童数合計		60	59	53	57	63	62
入所率		75.0%	73.8%	66.3%	71.3%	78.8%	77.5%
障がい児 保育	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用児童数	3	4	4	2	5	5

〔量の見込み（単位：人）〕

※各年4月1日現在

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量 の 見 込 み	3号認定（0歳）	14	8	8	8	7
	3号認定（1歳）	9	14	8	8	8
	3号認定（2歳）	11	9	14	8	8
	2号認定（3～5歳）	37	41	36	34	31
	1号認定（3～5歳）	3	2	2	2	2
	合 計	74	74	68	60	56
② 確 保 策		80	75	75	75	75
②－①		6	1	7	15	19
障害児 保育	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用児童数	3	3	3	3	3

【認定こども園定員】（単位：人）

認定区分	年 齢	定員（見直し前）	定員（見直し後）
3号認定	0歳	6	9
	1, 2歳	24	24
2号認定	3, 4, 5歳	31	36
小 計		61	69
1号認定	3, 4, 5歳	19	6
合 計		80	75

〔定員数の見直し〕

令和2年4月より、国の保育料無償化対象外となる0・1・2歳児についても月形町独自で保育料無償化を開始した影響と思われますが、近年、3歳未満児のこども園の利用割合が増加しているため、年齢別の利用実績をもとに、令和8年度より定員数を見直します。

〔教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組〕

■ 外国につながる幼児への支援・配慮について

相談可能な一元的な行政窓口の設定など、情報へのアクセスの向上を図ります。

■ 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

こども園では、教育的活動（絵画教室、リズム、和太鼓、園芸など）に加え、専門指導員による身体発達活動を実施しています。

また、ALTや英語教員資格を持つ職員を活用し、外国文化に触れる活動も積極的に展開していきます。

10 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

■子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築するものです。

〔量の見込み〕

利用者支援事業（母子保健型）として、各種相談に対応できるよう令和3年度から全ての妊産婦、乳幼児を対象とした相談体制が取れるよう子育て世代包括支援センターの整備を行いました。国の方針により今後さらに母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深めていくために、「こども家庭センター」を設置することで、妊産婦の頃から子育て世帯まで、包括的な支援を切れ目なく提供することとなりました。月形町では令和8年度の設置を予定しています。

■子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点を整備するものです。

〔量の見込み〕

子育て支援世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点を一体化し「こども家庭センター」を設置することで、妊産婦の頃から子育て世帯まで、福祉的な支援を含めた包括的な支援を切れ目なく提供します。

確保方策

保健センター内に子育て支援世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点を一体化した「こども家庭センター」を設置することで、妊産婦の頃から子育て世帯まで、包括的な支援を切れ目なく提供します。

令和8年度に保健センター内に「こども家庭センター」を設置します。

〔量の見込み〕

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（箇所） （こども家庭センター型）	0	1	1	1	1
②確保策（箇所）	0	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

1 1 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に認定こども園で保育を実施する事業

〔実績（単位：実人数）〕

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
こども園利用実人数	21	34	29	39	45	32

〔量の見込み（単位：人）〕

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	41	45	40	34	31
②確保策	50	50	50	50	50
②－①	9	5	10	16	19

確保方策

女性就業率の上昇等により、共働き家庭等が増加していることから、保育認定を受けた子どもの家庭環境に応じ柔軟な受け入れの対応を図ります。

1 2 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

〔実績〕

令和2年度から令和6年度 実績なし

〔量の見込み〕

令和7年度から令和11年度 必要時に対応

確保方策

国の動向を踏まえ、必要があるときは検討します。

1 3 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

〔実績〕

令和2年度から令和6年度 実績なし

〔量の見込み〕

令和7年度から令和11年度 必要時に対応

確保方策

新規参入を希望する事業者が出た場合に、当該事業の実施を検討します。

1 4 放課後児童健全育成事業

■放課後児童クラブ（学童保育所）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

〔実績〕

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童クラブ数	1	1	1	1	1	1
対象児童数	101	92	88	76	69	80
在籍者数	28	25	28	28	26	31
在籍割合（％）	27.7	27.2	31.8	36.8	37.7	38.8

※各年4月1日現在

〔量の見込み〕

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	3	4	9	9	10
	2年生	11	3	4	8	9
	3年生	8	10	3	3	6
	4年生	2	6	9	2	2
	5年生	4	2	6	8	2
	6年生	2	4	2	5	6
	合 計	30	29	33	35	35
②確保策						
	1～6年生	35	35	35	35	35
	②－①	5	6	2	0	0
障害児 保育	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用児童数	3	1	1	1	1

確保方策

引き続き安全・安心に利用できる学童保育所となるよう運営に努めるとともに、希望者を受入できるよう、支援員の安定的確保を図ります。

15 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

〔実績〕

令和2年度から令和6年度 実績なし

〔量の見込み〕

令和7年度から令和11年度 必要時に対応

確保方策

サービスが必要なケースが出た場合は、岩見沢児童相談所等と連携のうえ対応します。

16 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

〔実績〕

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
乳児家庭全戸訪問事業	訪問件数	15	14	18	18	14	13

〔量の見込み〕

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	訪問件数	11	11	11	10	10
②確保策	訪問件数	11	11	11	10	10
②-①		0	0	0	0	0

確保方策

生後1か月から2か月をめどに全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育者の話を聞くことにより育児不安の軽減を図ることともに、養育環境の把握、育児に関する相談を行います。

17 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

〔実績〕

令和2年度から令和6年度 実績なし

〔量の見込み〕

令和7年度から令和11年度 必要時に対応

確保方策

- ・養育支援訪問指導 ～ 必要に応じ保健師が訪問し対応します。
- ・要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に、当該家庭、児童に関する課題を共有し適切な支援を行います。

18 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業

〔実績〕

令和2年度から令和6年度 実績なし

〔量の見込み〕

令和7年度から令和11年度 必要時に対応

確保方策

地域のネットワークや乳児家庭全戸訪問事業等との連携構築を図り、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、育児に関する情報をネットワーク機関間において共有できるよう連携強化を図ります。



19 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業

〔実績〕

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
子育て支援センター 一般開放	延利用人数	819	1,216	428	19	37	32
cou-cou (令和3年度より開始)	開催日数	-	-	3	9	5	4
	延参加人数	-	-	13	48	34	41
	1回平均人数	-	-	4	5	7	10
しろくまちゃん ・こぐまちゃん あそびの広場	開催日数	34	33	18	16	19	14
	延参加人数	94	107	64	71	76	36
	1回平均人数	3	3	4	4	4	3
たのしい☆えいご	開催日数	8	9	7	5	1	0
	延参加人数	16	21	16	3	2	0
	1回平均人数	2	2	2	1	2	0
お母さんのおしゃべりカフェ	開催日数	4	2	1	3	3	2
	延参加人数	20	21	6	12	7	3
	1回平均人数	5	11	6	4	2	3
おやこDEキッチン	開催日数	4	4	4	3	1	1
	延参加人数	10	15	13	5	1	2
	1回平均人数	3	4	3	2	1	2
子育て講演会	開催回数	1	新型コロナウイルス 感染症拡大防止のため中止		0	0	0
	1回平均人数	22	-	0	0	0	0
合計	利用延人数	162	164	112	139	120	82
	利用延日数	51	48	33	36	29	21

〔量の見込み〕

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用日数	18	19	17	14	13
	利用人数	51	56	50	43	39
確保策	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) 1か所					

確保方策

子育て支援センターは認定こども園に併設しており、月曜日から金曜日まで開放しています。毎月 LINE 配信や広報折込みにおいて周知を図るとともに、利用者のニーズに合ったサービスの充実を図ります。



20 一時的保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

〔実績〕

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
花の里こども園 一時保育利用	実人数	27	9	19	20	25	32
	延利用日数	149	62	92	57	81	160
	平均利用日数	6	7	5	3	3	5

〔量の見込み〕

- ・在宅乳幼児対象、保育園留学

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用人数	160	176	160	139	129
	延利用日数	160	176	160	139	129
②確保策	延利用人数	240	240	240	240	240
	延利用日数	240	240	240	240	240
②－①		80	64	80	101	111

- ・1号認定

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用人数	24	24	24	24	24
	延利用日数	24	24	24	24	24
②確保策	延利用人数	24	24	24	24	24
	延利用日数	24	24	24	24	24
②－①		0	0	0	0	0

確保方策

令和5年度より本事業において、町の移住定住事業の一環として、町外に居住している児童を「保育園留学」として受け入れしており、利用児童数は今後増加していくことが見込まれますが、町に住む子育て世帯のニーズを今後も満たすことができるよう、こども園と町で連携しながらサービスを継続します。

21 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

〔実績〕

令和2年度から令和6年度 実績なし

〔量の見込み〕

令和7年度から令和11年度 必要時に対応

確保方策

連携できる小児科がない当町では実施が難しい事業です。ニーズが見込まれた場合は、広域利用等を検討します。

22 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

〔実績〕

令和2年度から令和6年度 実績なし

〔量の見込み〕

令和7年度から令和11年度 必要時に対応

確保方策

近年の女性の就業率の上昇など、更なる共働き家庭等の児童数の増加を踏まえ引き続きニーズの把握に努めるとともに、サービスが必要なケースが出た場合は、ボランティア活動等の、地域の関係機関等と連携し、保護者のニーズに沿えるよう対応していきます。

23 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援や育児支援等を実施する事業。

〔量の見込み〕

令和7年度から令和11年度 必要時に対応

確保方策

保護者からのニーズがあった際は、関係機関で情報共有するとともに、支援方法について協議を行い、事業の実施について検討します。

24 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱えており、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。

〔量の見込み〕

令和7年度から令和11年度 必要時に対応

確保方策

保護者からのニーズがあった際は、関係機関で情報共有するとともに、支援方法について協議を行い、事業の実施について検討します。

25 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等必要な支援を行う事業。

〔量の見込み〕

令和7年度から令和11年度 必要時に対応

確保方策

保護者からのニーズがあった際は、関係機関で情報共有するとともに、支援方法について協議を行い、事業の実施について検討します。

26 妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげる事業。

〔量の見込み〕

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行います。

27 産後ケア事業（新規）

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

〔実績〕

母子保健事業として、令和3年度から町外事業所に委託し実施していましたが、実績はこれまで1名のみの利用となっています。

〔量の見込み〕

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	1	1	1	1	1
②確保策（延べ人数）	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

安心して子育てを続けることができるよう、母子が施設に出向いてケアを受けるデイサービス型及び助産師に自宅に来てもらってケアを受けるアウトリーチ型の両方を行っています。また、利用しやすい事業とするため、内容の工夫や周知に努めます。

28 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) (新規)

3歳未満でこども園等を利用していない乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者に対する子育てについての情報提供を行う事業

〔量の見込み〕

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み (延べ人数)	0	1	1	1	1
	②確保策 (延べ人数)	0	1	1	1	1
1歳児	①量の見込み (延べ人数)	0	1	1	1	1
	②確保策 (延べ人数)	0	1	1	1	1
2歳児	①量の見込み (延べ人数)	0	1	1	1	1
	②確保策 (延べ人数)	0	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

確保方策

本町では、乳児等通園支援事業の対象となる0・1・2歳児のほぼ全員がすでにこども園を利用している状況ですが、ニーズが見込まれた際に対応できるよう、本事業の整備を令和8年度までに行います。

具体的施策2 すべての子どもと家庭への健康の確保及び増進

2ー(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

少子化・核家族化が進み、育児への不安感や負担感を感じる親が増えています。妊娠期から幼児期を通して、父親の役割などを含め、安心した子育てと、母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、乳幼児訪問等の充実が必要です。

- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育てに関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、子育て家庭が地域で孤立することなく、温かく見守られ支えられる包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。

【目標・方向性】

- ▼ 引き続き、保健センターや認定こども園などにおいて、子どもに対する悩みや子育てに対する相談をしやすい環境づくりに努め子育て家庭との関わりを持てる事業を実施し、更なる充実に取り組みます。
- ▼ 母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行います。
- ▼ 出生後には、保健師が訪問し、母と子の健康状態を確認するとともに、育児に関する不安・悩みの相談に応じるなど、家族への支援を行う乳児家庭全戸訪問を継続します。
- ▼ 乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、疾病や障がいの早期発見・早期支援につながるよう、乳幼児健康診査や保健指導、訪問指導に取り組みます。また、各種予防接種費用や接種時にかかる交通費の助成を継続します。
- ▼ 子育てを困難に感じる養育者が、悩みを一人で抱えることなく育児ができるよう、保健師による個別相談や家庭訪問において個々の状況に応じた支援に取り組み、継続的な支援が必要な場合は、関係機関と連携し適切な支援を行います。
- ▼ 子どもを産み育てることを望む方の希望がかなえられるよう、保健師による個別相談や不妊治療費の助成及び不育症治療費の助成等の経済的支援に取り組みます。

～主な事業・施策

NO	事業名 【担当課局】	事業内容
29	妊産婦健康診査受診料助成 【保健福祉課】	町内在住の妊産婦に妊産婦健診費用を助成し、安心して出産できるよう健康管理についてアドバイスを行っていきます。
30	妊産婦健康診査交通費助成 【保健福祉課】	町内在住の妊産婦に妊産婦健診を受診する時の交通費の一部を助成します。

3 1	乳幼児健診 【保健福祉課】	病気や発育・発達の遅れを早期に見つけ、早期治療・早期療育につなげるとともに、子どもの健やかな成長を家族と確認しながら不安なく育児を継続できるよう支援します。 なお、受診率100%を目標に、受診しやすい健診体制の充実を図り、未受診者に対しては、状況把握、受診勧奨を継続していきます。 こども園との情報交換や連携を行います。 就労形態の変化等により忙しい家庭にも受けやすい健診環境を整えます。健診を委託している臨床心理士と共に、こども園へ訪問し定期的に巡回支援を行います。
3 2	むし歯予防対策 歯科検診・ フッ素塗布・ フッ化物洗口 【保健福祉課】	3歳から就学前までの幼児に指定する歯科医院、もしくは乳幼児健診の会場でフッ素塗布を行います。 3歳児健診時にむし歯のない子を対象に、表彰を行い、幼少期からの歯科保健の推進を図ります。 年に1度こども園の園児を対象にむし歯予防の健康教育を行います。受診勧奨の強化とフッ素塗布回数について検討します。(現行は年2回) また、認定こども園と月形小学校では、フッ化物洗口を希望者に対して実施しています。
3 3	予防接種 【保健福祉課】	乳幼児法定予防接種は岩見沢市内の小児科に委託しており、経済的負担軽減のため、交通費の助成も実施します。 任意予防接種は、インフルエンザ接種費用の助成を行っています。
3 4	新生児聴覚検査 費用助成 【保健福祉課】	赤ちゃんの耳の聞こえに異常がないかを早期に発見するための検査費用を助成します。
3 5	小児法定予防接種料助成・小児法定予防接種 通院交通費助成 【保健福祉課】	町外病院での小児法定予防接種時の接種料及び通院経費を助成します。(15歳未満を対象とした予防接種を対象)
3 6	家庭訪問・来所 ・電話相談 【保健福祉課】	新生児、乳幼児、妊産婦に対し、家庭訪問、保健センター来所、電話などで妊娠、出産、育児、健康等に関する助言や相談を行います。
3 7	すくすくコール 【保健福祉課】	産後2週間を経過した母親の希望者に対し、電話での育児・健康相談を行います。 早期に親子の状況を把握し、必要な支援につなげていきます。
3 8	プレママクラブ (母親学級) 【保健福祉課】	町内在住の妊婦の希望に応じ開催し、生活や食事、出産、育児に関する講話や実習・交流会を行います。 今後も、その年の妊婦の数や初産婦の数、それぞれの妊娠週数、二子に合わせながら実施していきます。

29 妊産婦健康診査受診料助成

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中から産後1か月の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

〔実績〕

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
妊婦検診	対象妊婦数	14	26	15	19	23	20
	受診回数	99	217	110	109	135	151

〔量の見込み〕

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	対象妊産婦数	13	13	11	10	10
	受診回数	175	175	154	140	140
②確保策	受診者実人数	13	13	11	10	10
	受診回数	175	175	154	140	140
②－①		0	0	0	0	0

確保方策

妊産婦健康診査費用の助成を行い、妊産婦の健康の保持と増進を図ります。

また、助成券発行の際には保健師が面談を行い、安心して出産を迎えられるよう健康管理についてアドバイスを行います。

2－（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- 未成年者の喫煙や飲酒は全国的に増加傾向にあり、妊産婦の喫煙・飲酒、幼児の受動喫煙など、たばこやお酒についても対策が必要になっています。
- また、１０代の自殺や摂食障害等の思春期の課題の重要性を認識した保健対策の充実が必要であり、幅広い関係者の児童生徒の問題行動の未然防止への取り組み、心のケアのための相談体制への充実が求められています。

【目標・方向性】

- ▼ 多様な体験やその中で保護者をはじめとした大人や異世代との交流の中で、自己決定力を身につけます。そのため、子ども・青少年が自然・科学・社会体験など多様な体験ができる環境を提供します。

～主な事業・施策

NO	事業名 【担当課局】	事業内容
39	不妊治療費等助成 【保健福祉課】	子どもを産み育てることを望む夫婦に対し、必要な検査及び治療費のうち、自己負担金の一部を助成します。また、妊娠をしても流産等を繰り返す不育症に悩む夫婦に対し、検査や治療費用の一部を助成します。
40	保健対策の充実 【教育委員会】 【保健福祉課】	学校教育において児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を進めます。 また、健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止教育を進め、児童生徒への指導の充実と保護者への啓発に努めます。さらに、スクールカウンセラーの配置により児童生徒の心のケアを図ります。 若年層の自殺予防のための相談機関の充実として、相談ができる場所の周知を強化していきます。

2-（3）「食育」の推進

- 食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達にかかせないものです。全国的な調査によると、小児期における肥満の増加と思春期の摂食障がい等の発現、幼児期からみられる朝食の欠乏、家族揃って夕食をとる頻度の減少、親世代の食に関する知識や技術の不足、調理済み食品の利用増加など、子どもの食を取り巻く現状には、多くの課題がみうけられ、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てること、それを支援する環境づくりが重要となっています。

【目標・方向性】

- ▼ こども園等での子どもの食事の様子や、食事に関する取組とその意味などを保護者に伝え、家庭での食育の関心を高めていくことにつなげます。

～主な事業・施策

NO	事業名 【担当課局】	事業内容
4 1	乳幼児栄養指導 【保健福祉課】	幼児の発育状況や発達段階にあわせ、健やかな成長と望ましい食習慣の形成をめざした適切な栄養指導に努めます。 乳幼児健診には、栄養士が毎回個別栄養指導を実施しています。また、子育てサロンにおいても、離乳食教室や親子クッキングなどを実施します。
4 2	こども園における食の指導 【保健福祉課】	食事のマナーの向上、旬の食材、郷土料理についてなど、幅広い食育に取り組みます。 食育を通して、自分に必要な栄養、食事量を知り、食材に興味を持たせ、しっかりとした体づくりにつなげていける活動にしていきます。
4 3	学校における食の指導 【教育委員会】	学校において、子どもたちに正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けるために、学校給食・教科及び総合的な学習の時間等における学校栄養教諭による食に関する指導を充実させます。



2－（４）子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- 地域の大人・団体等が他の地域資源を知り、連携することにより、それぞれの活動の幅が広がり、課題を抱える子ども・青少年の複合的支援が可能になります。

【目標・方向性】

- ▼ 多様な人材や団体（民生委員・主任児童委員、こども園、学校、保健センター、役場など）が子ども・青少年と接点を持っており、情報を集積し関係者が活動に生かせるよう提供します。
- ▼ 身近で安心できる場で、様々な人との出会い、交流することは、豊かな子育て環境を整えるために大切です。そのため、引き続き、親子にとって身近な居場所の拡充と子育て支援のネットワークづくり、その認知度の向上を図ります。
- ▼ 子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも併せて取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。

～主な事業・施策

NO	事業名 【担当課局】	事業内容
4 4	地域ネットワークの 構築、推進 【保健福祉課】	関係機関との情報共有や事業連携を図り、子育て支援のネットワークづくりを推進します。
4 5	民生委員児童委員 主任児童委員活動 【保健福祉課】	民生委員児童委員は、各担当地域での相談、主任児童委員は、全町的な児童福祉に関する専門的な事項をそれぞれ担当しています。地域住民に対し、情報提供や関係機関と連携協力しながら活動を行っておりますので、継続し住民と協働した福祉活動を行うことや情報提供を行います。

具体的施策3 子どもの心身の健やかな成長を育む教育環境の整備

3-（1）子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

- 個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるよう、学校だけではなく、家庭、地域が連携し健やかな成長を促す環境づくりが必要です。

【目標・方向性】

- ▼ 一人ひとりの子どもが自分の良さや可能性を大切に、自らの豊かで幸せな生き方を切り開く力や、他者を思いやる心を育むことができる学びの場や支援環境を提供します。
- ▼ 小学校における放課後の安心・安全な居場所を提供するとともに、子どもに関わる人材の確保や質の向上などの施策を推進します。

～主な事業・施策

NO	事業名 【担当課局】	事業内容
46	学力の向上 【教育委員会】	確かな学力向上に向け、非常勤講師の配置により、子どもたちの個々に応じた指導を推進します。
47	豊かな人間性の育成 【教育委員会】	児童生徒の豊かな人間性の育成のため、道徳教育の充実をはじめ、福祉関連施設との連携等による体験学習を実施します。また、いじめや不登校等の問題解決に向け、指導の充実を図ります。
48	学習体験の充実 【教育委員会】	稲作や作物栽培、収穫体験などにより、地産地消、食育の推進を図ります。 中学校においては、町内各事業所での職業見学・職業体験学習を実施し、地域の教育力を生かしたキャリア教育の推進を図ります。
49	体力、運動能力向上と スポーツ活動の支援 【教育委員会】	スポーツ教室を充実させ、体力、運動能力の向上を進めます。 また各種大会等出場への支援を行います。
50	教職員の資質向上 【教育委員会】	質の高い授業の実施、信頼される学校づくりを目指し、教職員の研修活動を支援し、資質の向上を図ります。 取り組みを継続するとともに、社会に開かれた学校づくりに努めることができるよう執り進めています。
51	幼児教育への支援 【教育委員会】 【保健福祉課】	「新就学」及び「特別支援」等において、こども園と小学校の情報共有を図っています。また英語指導助手の派遣や社会教育事業の幼児教育への支援を図っていきます。

3-（2）家庭や地域の教育力の向上

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立や自制心、社会的マナーなど、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育む上で重要な役割を果たすものです。家庭の教育力を向上させるため、学校や地域の協力を得ながら、保護者からの相談体制をより一層充実する必要があります。
- 子どもが成長するということは、身体的な側面をはじめ、知的側面、社会的側面など多岐にわたります。このような子どもの多面的な成長には、家族を含めた地域の多くの大人のかかわりが必要です。体験活動を通じた親子のふれあいや世代間交流を通し、子どもの健全育成を進めていくことが必要です。

【目標・方向性】

- ▼ 地域において、子どもや家庭が孤立しないよう、居場所づくりや体験機会を提供するとともに、地域とより一層の連携を図り、地域で育む環境づくりを推進します。
- ▼ 子どもが自己を確立していけるように生きる力を育てるための施策などを推進します。また、他人と強調し、人を思いやる心や感動する心、心身ともに健康で活力ある生活を送るための基礎的な健康や体力を身につける環境、学習機会を整備します。
- ▼ 暴力（DV）への対応や被害者等の安全の確保により、保護及び自立に向けた支援を総合的に行うとともに、関係機関との更なる連携強化も必要です。

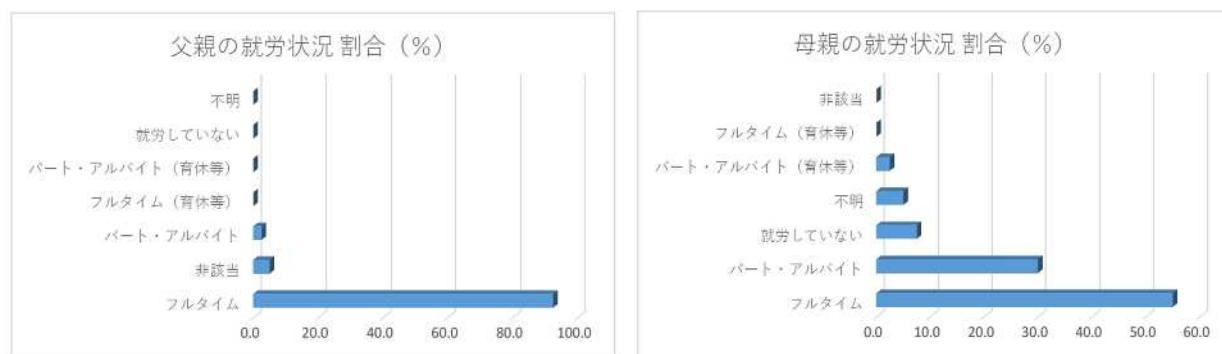
～主な事業・施策

NO	事業名 【担当課局】	事業内容
52	家庭教育フォーラム への支援 【教育委員会】	地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、家庭教育に関する学習機会と情報を提供するため、PTA連合会と連携し、講演会を行います。
53	暴力（DV）への 対応と未然防止 【保健福祉課】	若年層を対象として、SNSを活用したデートDV相談や、理解促進のための情報周知等に努めます。

具体的施策４ すべての家庭への子育て支援の推進

４－（１）仕事と子育ての両立の推進

□保護者の就労状況グラフ



- 子育てと仕事を両立するために重要なこととして、「職場の理解や協力が得られること」とともに、「子どもや自分が病気やけがをしたとき、面倒を見てくれる人や保育サービスがあること」や「保育サービスや放課後児童クラブなどが整備されていること」を望んでおり、職場、行政、家庭それぞれにおいて両立支援について考えていくことが必要となります。

【目標・方向性】

- ▼ 保護者の多様な働き方への対応を図るため、預かりの場の拡充や幼児教育の場を確保します。
- ▼ 子育てに対する不安感や経済的な負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支える環境をつくり、養育する保護者の支援体制を推進します。

～主な事業・施策

NO	事業名 【担当課局】	事業内容
54	男女共同参画の推進 【企画振興課】	男女がお互いに協力して家庭生活での役割を果たすとともに、職場や地域からの支援も受けながら、仕事や学習、地域活動ができる環境づくりを進めます。 ポスターの掲出やチラシの備え付けに加え、広報紙による啓発などの取り組みを行い、関係団体との取り組みについても検討していきます。
55	仕事と子育ての 両立の推進 【保健福祉課】	仕事と子育ての両立を支援するために、保育サービスや学童保育の充実を図ります。
56	利用者負担額 (保育料)の軽減 【保健福祉課】	こども園の利用者負担額(保育料)を、国の無償化対象外である0・1・2歳児も町独自で無償化し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。 学童保育所の保育料について、きょうだいがいる場合、多子軽減を実施し保護者の負担軽減を図ります。

57	こども園給食費の無償化 【保健福祉課】	国の保育料無償化に合わせ、町内にある認定こども園の給食費を全額助成し、保護者の負担軽減を図ります。
58	学校給食費の無償化 【教育委員会】	小・中学校の児童生徒の給食費を全額助成し、保護者の負担軽減を図ります。
59	通学定期券購入費の助成 【企画振興課】	町外の高校等に通学するための町内を運行する公共交通の通学定期券購入額等の一部を助成し、公共交通の維持及び活性化を図るとともに子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

4－（２）支援が必要な児童への対応など、きめ細やかな取組の推進

- 児童虐待については、近年、全国的に児童虐待に関する件数が増加傾向にあり、その内容も深刻化・複雑化しています。すべての児童の健全な成長を保障するためには、児童虐待の防止と早期発見が課題となっており、親と子どもの問題行動に地域全体で対応する仕組みづくりが求められています。
- 離婚の増加等、ひとり親家庭も増加傾向にあり、特に母子家庭における子育ては、経済的・社会的に不安定な状態であり、自立した社会生活が送れるよう支援を進めていくことが必要です。
- 障がいのある子どもや医療的ケアを日常的に必要とする子ども及びその家族は、社会的な不安を抱えており、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。
- 発達障害や特別な支援が必要な子どもたちに対しては、福祉・療育と教育の連携による、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた支援の充実が必要です。
- 外国籍や外国につながる子どもに対しては、言葉や文化の違いの理解など多様性を尊重することが求められています。

【目標・方向性】

- ▼ 一人ひとりに寄り添う相談対応や、個性を尊重した丁寧な支援を更に推進します。
- ▼ 「こども家庭センター」機能を整備していくとともに、関係機関と連携しながら、地域の支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦の実情の把握、相談対応、要保護児童等の早期発見や早期対応を充実させます。また、在宅支援を中心とした子ども自身へのケアや養育者に対する専門的な支援等を実施します。
- ▼ 障がいのある子どもの保育ニーズも増えてきており、共生のまちとして地域のバックアップを受けながら、保護者、関係機関と連携し積極的な受け入れなど支援体制を充実させていきます。
- ▼ 障がいがある又はその疑いがある児童に、相談から診断、療育までの一貫した支援を行います。また、切れ目のない支援に向けて、こども園、学校及び関係機関（放課後デイサービスなど）との連携強化を進めます。
- ▼ こども園等において、特性や成長に合わせた支援を実施していくため、保育者等の専門性の向上を図ります。
- ▼ 外国籍あるいは外国につながる子どもの保護者が安心して保育・教育施設が利用できるよう、言葉や文化の違いを理解し、多文化共生の保育・教育を推進します。

～主な事業・施策

NO	事業名 【担当課】	事業内容
60	要保護児童対策 地域協議会の活用 【保健福祉課】	関係機関が情報交換や連携・協力しながら共通認識の下、子どもたちの健全な育成や児童虐待防止対策などを図っていきます。
61	乳幼児健診等の活用 【保健福祉課】	乳幼児健診等で子育てに関するアンケートを活用し、子育てだけでなく家庭内の悩みについて相談しやすい環境をつくり、育児不安感の増加や虐待に至らないよう、きめ細かい支援を推進していきます。
62	ひとり親家庭等 の育児支援 【保健福祉課】	子育ての日常的な生活や、養育費などに関する支援について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的に実施していきます。 広報等によりひとり親家庭のさまざまなサービスが周知されるよう、情報提供に努めます。 医療サービスを始め、その他のひとり親に関連したサービスの適当な相談場所について情報提供をします。
63	ひとり親家庭等 医療給付事業 【住民課】	18歳未満（大学等就学等の場合は20歳未満）の児童を扶養しているひとり親世帯を対象に医療費の一部を助成し、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ります。
64	乳幼児等 医療費給付事業 【住民課】	満18歳の誕生日以降最初の年度末までの子どもにかかる医療費の自己負担分を全額助成し、疾病の早期診断、早期治療の促進を図ります。
65	乳幼児等医療機関 通院交通費助成事業 【住民課】	満15歳の誕生日以降最初の年度末までの子どもの町外医療機関受診時の通院交通費を助成し、保護者の負担軽減を図ります。
66	要保護準要保護 児童生徒就学援助 【教育委員会】	経済的な理由などにより、就学援助を必要とする保護者に対し、学用品費等の援助を行います。
67	特別支援教育の充実 【教育委員会】	児童生徒の障がいに応じ各学校に特別支援学級を設置し、総合的な教育的支援体制の整備を図り、軽度の発達障害のある児童生徒への指導の充実に努めます。
68	障がい児保育の実施 【保健福祉課】	認定こども園及び学童保育所では、障がい児の受入れを実施し、健常児との交流や心身機能の上達を促すとともに、障がい児保育の適切な対応に努めます。 保健師及び臨床心理士がこども園へ行き、子どもの普段の様子を確認し、保護者への専門的な助言や必要な関係機関につなげていきます。
69	のびのび訪問事業 【保健福祉課】	保健師及び臨床心理士がこども園へ行き、子どもの普段の様子を確認し、保護者への専門的な助言や必要な関係機関につなげていきます。 また、障がい児支援サービスを利用している子どもについては、事業所との緊密な連携をし、身近な地域における支援体制の拡充を図ります。

7 0	子ども発達支援 センター事業 【保健福祉課】	岩見沢市の事業所（つみき園）に委託し、発達の遅れや障がいのある子どもと家族が、日常的に適切な相談指導や療育を受けられるよう支援体制の整備を図ります。
7 1	子ども・精神障害回復者 訓練通所助成 【保健福祉課】	必要な療育が継続して受けられるよう通所に要した交通費を助成します。
7 2	子ども発達支援 利用者負担額助成 【保健福祉課】	子どもの発達・発育の促進のために療育施設の利用者負担額を助成します。
7 3	軽度・中等度難聴児 に対する補聴器 購入費等助成 【保健福祉課】	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入等の費用の一部を助成します。
7 4	巡回児童相談 【保健福祉課】	子どもの発達・発育に関する相談や発達判定検査等を行い、関係機関と連携し子どもの状況について確認しながら支援していきます。 必要に応じて岩見沢児童相談所が保健センターを会場に児童相談や発達判定を実施しています。



具体的施策5 子育てを支援する生活環境の整備

5-（1）安全・安心な環境の整備

- 本町の豊かな自然環境を保全しながら、子どもの育ちにやさしい環境をつくり、これらの財産を次の世代に引き継ぐことは重要な使命です。
- 生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすため、子育てに配慮した住環境の質的向上が必要です。
- 子どもや子ども連れの保護者が安全に歩行できるよう、歩道の整備やガードレール、防犯灯などの設置が必要です。
- バリアフリー化などの子育て支援設備の整備を視野に入れた「子育てバリアフリー」の推進により、妊産婦、乳幼児連れの親など、すべての人が安心して外出できるよう道路、公共施設等において段差の解消など安全・安心で快適なまちづくりを展開することが求められています。

【目標・方向性】

- ▼ 子育て支援に係る情報提供は、わかりやすいものに努め、関係機関の連携、地域のネットワーク強化など、地域の協力を得て更に取り組めます。
- ▼ 安全対策について、交通安全対策活動や幼年消防隊の活動など、地域全体の意識の底上げを図り強化を図っていきます。
- ▼ 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化を進めるとともに、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備も推進します。

～主な事業・施策

NO	事業名 【担当課局】	事業内容
75	街灯の維持管理 の支援 【農林建設課】	交通安全上の照明灯の維持管理とともに、町内会等の防犯灯の維持に対する支援を行い、夜間でも安全に歩行ができる環境の整備に努めます。
76	公共施設のバリア フリー化等の推進 【農林建設課】	誰もが安心して外出できるよう、道路、公園、公共施設等において段差の解消などのバリアフリー化を推進します。 また、子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備や妊産婦やベビーカーの利用者への配慮等の理解を深め、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を進めていきます。道路縁石の段差解消や歩道部の平坦部確保などのバリアフリー化を主に整備を進めていきます。用地関係で買収が進まず、歩道造成や幅員拡幅が難しい路線については、見直し等も検討します。

５－（２）安全・安心まちづくりの推進

- 子どもの犯罪被害を防止するため、子どもを対象とする犯罪の取り締まりや通学時間帯における通学路等のパトロール活動の強化等が必要です。

そのためには、学校周辺、通学路、公園、空き家等における危険箇所の把握・改善も必要となります。

- 建物や交通機関、住環境等におけるバリアフリーのさらなる推進といったハード面はもちろん、子育て世帯や妊娠中の方に対する理解が進むようなソフト面への対応にも取り組む必要があります。

【目標・方向性】

- ▼ 事件や事故から子どもを守るため、通学路等における安全対策や地域活動の支援を通じ、安全・安心な地域づくりに向けた取組を推進します。

～主な事業・施策

NO	事業名 【担当課局】	事業内容
77	小学校交通安全教室 【総務課】 【教育委員会】	児童生徒の非行等の具体的な情報について岩見沢警察署と連携を図るとともに、必要に応じて協議を行い具体的な対策を講じます。 月形町交通安全指導員の指導のもと、交通安全教室を開催します。
78	児童生徒等の安全確保対策 【総務課】 【教育委員会】	交通事故、不審者等に対応するため関係機関が連携し、情報交換、指導、町内巡視を行います。 警察の交通安全週間の実施に合わせた登校時の街頭指導を行うなど、地域が一体となって子どもの安全を確保します。 また、防犯カメラを活用した安全対策を推進します。
79	サポートハウス事業 【総務課】	地域ボランティア等、多様な機関・団体と連携し、地域における防犯パトロールの拡充を推進します。
80	地域子育て力強化事業 【保健福祉課】	地域全体で子どもや子育て家庭を支援するため、民生委員・児童委員の協力の得て、せわずき・せわやき隊（すきやき隊）を結成し、児童生徒の見守り、あいさつ、声かけを行います。
81	不審者情報の発信 【教育委員会】	町内はもちろんのこと、空知管内での不審者情報についても関係機関で情報を共有し、被害予防に努めます。
82	キッズゾーンの設置 【保健福祉課】	花の里こども園の園児が園外活動を安全・安心に行えるよう、ドライバーへの注意喚起を行います。

資 料 編

月形町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、月形町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 子育て会議は、必要があると認める場合は、委員以外の者の意見を聞き、出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則（平成26年3月20日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月7日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

月形狹子ども・子育て会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、月形狹子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の出席等)

第2条 会長は、子育て会議の委員が会議に出席できない場合であって、委員から申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 前項の規定により出席を認められた代理人（以下「代理人」という。）は、会議に出席し、発言することができる。

3 代理人は、議決権を有しない。

4 代理人に対しては、報酬及び費用弁償は支払われない。

(会議の公開等)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずること等必要な措置をとることができる。

(会議録)

第4条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員等又は代理人の氏名

(3) 議事とした案件及び当該案件に係る委員等の発言内容

2 会議録は、発言者の氏名等を記録せず、発言内容を要約した会議概要として調製するものとする。

3 会議録及び配布資料は、公開とする。ただし、会長は、公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

附 則

この規程は、平成25年10月17日から施行する。

月形狹子ども・子育て支援事業計画策定庁内委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、月形狹子ども・子育て支援事業計画策定庁内委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、月形狹子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定のため、次に掲げる事項を行う。

(1) 事業計画の素案の策定に関すること

(2) 月形狹子ども・子育て会議との連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、保健福祉課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌事務を補佐するために幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に保健福祉課長補佐、副幹事長に地域福祉係長をもって充てる。

4 幹事会の会議は幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 幹事長が必要と認めたときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課地域福祉系において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

副町長
教育長
総務課長
企画振興課長
住民課長
保健福祉課長
農林建設課長
教育次長

別表2 (第6条関係)

保健福祉課課長補佐
財政係長
危機管理係
企画係長
商工観光係長
戸籍保険係長
保健係長
地域福祉係長
土木管理係長
住宅建築係
学務係長
社会教育係長

月形町子ども・子育て会議 委員名簿

○月形町子ども・子育て会議委員名簿

自 令和5年12月1日 至 令和7年11月30日

所属・役職等	氏 名	役 職
月形町花の里こども園保護者会からの推薦	梅 木 悠 太	
月形町学童保育所保護者会からの推薦	松 浦 真由美	
月形町花の里こども園からの推薦	豊 田 揺 子	副会長
月形町学童保育所からの推薦	新 妻 美夕起	
月形町PTA連合会からの推薦	石 川 照 雄	
月形町社会教育委員からの推薦	伊 藤 格	
月形町校長会からの推薦	島 恵 司	会長
月形町民生委員児童委員協議会からの推薦	本 多 裕 子	

○月形町子ども・子育て会議事務局

区 分	所 属	役職等
事務局長	月形町保健福祉課	課長
事務局次長	月形町保健福祉課	課長補佐（兼保健係長）
事務局員	月形町保健福祉課	地域福祉係系長
	月形町保健福祉課	地域福祉係主査
	月形町保健福祉課	地域福祉係主任主事
	月形町保健福祉課	地域福祉係主任主事
	月形町保健福祉課	保健係主任保健師

月形町子ども・子育て会議 策定経過

●子ども・子育て会議

- ・第1回会議 令和6年 8月28日 (水)
- ・第2回会議 令和7年 1月28日 (火)
- ・第3回会議 令和7年 2月20日 (木)

●庁内委員会

- ・第1回会議 令和6年10月 7日 (月)
- ・第2回会議 令和7年 1月20日 (月)

●ニーズ調査

令和6年6月28日～令和6年7月12日

●パブリック・コメント

令和7年2月26日～令和7年3月14日

まんまるはーと 月形町



【編集・発行】

月形町保健福祉課地域福祉係（月形町保健福祉総合センター内）

〒061-0511 樺戸郡月形町字月形1466番地1

TEL：0126-53-3155

FAX：0126-53-3177